浜松市フルーツパーク
指定管理者募集要項

浜松市産業部農業水産課

令和４年６月

浜松市フルーツパーク指定管理者募集要項・目次

１	浜松市フルーツパークの概要	1
２	指定管理者が行う業務の範囲	3
３	運営形態	3
４	指定管理期間	3
５	指定管理料	3
６	利用料金の規定	3
７	事業所税の手続き	3
８	利用料金減免の手続き	3
９	指定管理料の上限額	4
１０	応募資格	4
１１	提出書類	4
１２	指定管理者の募集及び選定方法	5
１３	指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）	5
１４	募集要項の配布	6
１５	募集要項に関する照会、質問事項の受付	6
１６	応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて	6
１７	提案書類の提出	7
１８	費用の負担	7
１９	障がい者の雇用促進・就労支援について	7
２０	選定基準	7
２１	実績の反映について	7
２２	選考結果のおしらせ	8
２３	選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について	8
２４	指定管理者の指定について	8
２５	その他	9

別紙１　指定管理者選定基準

資料関係

資料１「浜松市フルーツパーク　主要施設配置図」
資料２「浜松市フルーツパーク　園内果樹等一覧表」
資料３「浜松市フルーツパーク条例・同条例施行規則」
資料４「浜松市フルーツパーク　平成30年度事業報告書」
資料５「浜松市フルーツパーク　令和元年度事業報告書」
資料６「浜松市フルーツパーク　令和２年度事業報告書」

１　浜松市フルーツパーク（以下「施設」という）の概要

（１）名　称

浜松市フルーツパーク

（２）所在地

静岡県浜松市北区都田町４２６３番地の１

（３）施設概要等

・開園年月　　平成８年１０月（平成２５年４月１日より指定管理制度導入）

・敷地の形状

施設は、市道（都田５０２号線）により西側区域と東側区域に分かれており、西側区域は展示用大型温室や大型遊具、売店等が設置されている区域です。東側区域は収穫体験を行う果樹園や展示用温室等が設置されている区域です。

・敷地面積　　４２４，４０９．３８㎡

・施設内容

区分	名　称	規　模	内容・仕様
温　室	トロピカルドーム	2,175 ㎡	3 階建、高さ 19m 温室部分 1,200 ㎡、自動制御機器
	熱帯果樹温室	990 ㎡	3 棟
	養生温室	252 ㎡	
	展示温室	3,485 ㎡	展示温室 8 棟、低温室 1 棟 重油ボイラー8 基、自動制御機器
	加温育苗ハウス	1,080 ㎡	2 棟、重油ボイラー2 基
	有機物供給施設	227 ㎡	
	イチゴハウス	5,076 ㎡	4 棟、売店棟、重油ボイラー4 基
果樹園	資料２「浜松市フルーツパーク　園内果樹等一覧表」のとおり		
緑　地	芝生地	西 40,000 ㎡ 東 30,816 ㎡	
	花壇・植栽	西 2,600 ㎡ 東 2,572 ㎡	
	樹林地	84,000 ㎡	自然・復元林
建　物	管理棟	1,635 ㎡	2 棟（管理事務所、作業管理棟）
	ふれあい広場	468 ㎡	催事、休憩
	総合売店	210 ㎡	売店
	バーベキューハウス	465 ㎡	208 席
	フルーツパーラー	210 ㎡	屋内 40 席　屋外 40 席
	展望レストハウス	242 ㎡	
	展示室	123 ㎡	展示、催事、休憩
	農林業体験実習館	307 ㎡	2 階建、調理室、会議室
	休憩所	695 ㎡	6 ヵ所
	便所	216 ㎡	6 ヵ所

工作物	駐車場	29,800 ㎡	800 台(バス 20 台含む)
	フルーツ大橋	120m	幅員 4m
工作物	くだものオーケストラほか遊具各種		遊具広場内各種遊具(くだものオーケストラ、ロッキンハッピー、スプリング遊具、雲のさんぽ道(コンビネーション遊具)、虹のじゅうたん(トランポリンネット))
	吊り橋(ときめき橋)	125m	幅員 3m　地上差 40m
	調整池		北の池、大池、東の池、奥池
その他	園内観覧自動車	1 台	トレイン型園内移動車両(車椅子対応型)

※資料１「浜松市フルーツパーク　主要施設配置図（建築時・平面図、立面図）」をご参照ください。

※施設敷地内に、浜松市農業バイオセンターが設置されていますが、指定管理運営業務からは除外します。

（４）施設の設置目的

果実をはじめとする地域の農産物に親しみ、理解を深めることができる場をつくることにより、農業及びその関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資すること。

（５）開園時間（ただし、資料３「浜松市フルーツパーク条例」第４条に基づく利用）

午前９時から午後５時

※開園時間は、市との協議により変更（延長）が可能です。

（６）休場日（ただし、資料３「浜松市フルーツパーク条例」第５条に基づく利用）

１２月２９日から１２月３１日まで

※休場日は、市との協議により変更が可能です。

（７）年間利用者数

入園者数

項　　目	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
有　料	２０２，１３４人	１９５，１３３人	１３２，９８１人
無　料	１０８，８１５人	７５，１２７人	４６，９０１人
合　計	３１０，９４９人	２７０，２６０人	１７９，８８２人

（８）法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市フルーツパーク条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（９）現在の指定管理者に関すること

管理者名　株式会社時之栖

指定期間　令和２年４月１日から令和５年３月３１日（３年間）

２　指定管理者が行う業務の範囲

（１）浜松市フルーツパークの運営及び維持管理に関すること。

（２）浜松市フルーツパーク条例第６条第２項に規定する業務に関すること

- 果実等を用いた農業等の振興による地域活性化についての情報の収集及び発信に関すること。
- 果実等の収穫体験及び果実等を利用した食育の推進に関すること。
- 果実等及びその加工品並びに地場産品の販売に関すること。

（３）施設の適正な運営及び維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること

※　浜松市との協議により、施設のＰＲや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、指定管理期間内において転貸または行政財産の貸付、行政財産の目的外使用の手続きを行います。堅固な建物を設置する場合、借地借家法第25条が適用されます。

３　運営形態

施設全体を指定管理者が運営します。

また、東側区域は地形的に高低差があることから、フルーツ大橋と展望レストハウス間における上下間の運行を園内観覧自動車を使用して無料で行い、園内散策を行う入園者の利便性の向上に努めてください。

なお、申請書の作成にあたっては、現在の指定管理者が整備した施設（資料１参照）については、原状復帰により存在しないものとして提案してください。

４　指定管理期間

令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで（５年間）

５　指定管理料

会計年度（４月１日から翌年３月３１日）ごとに支払い

※　指定管理料は、四半期ごとの後払いとなります。

※　利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金見込み額の差額を指定管理料として支払います。

６　利用料金の規定（以下の上限の範囲内で指定管理者が設定できますが、市の承認が必要です。）

入場料（大人１人１日につき）　７３０円

入場料（小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準じる者を含む。）１人１日につき）

３６０円

※利用料金の詳細は浜松市フルーツパーク条例及び同条例施行規則をご覧ください。

７　事業所税の手続き

浜松市市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

８　利用料金減免の手続き

浜松市フルーツパーク条例第９条及び同条例施行規則第４条の定めにより減免することができます。

９　**指定管理料の上限額**（管理に関する市の負担額の上限額となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。）

令和５年度　１０３，４１３，０００円
令和６年度　１０３，４１３，０００円
令和７年度　１０３，４１３，０００円
令和８年度　１０３，４１３，０００円
令和９年度　１０３，４１３，０００円
合計　５１７，０６５，０００円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率（１０％）を含みます。
※応募の際は、税率１０％の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

１０　**応募資格**（次の条件を満たす団体に限ります。）

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する団体でないこと。
（２）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと。
（３）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと。
（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと。
（５）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
（６）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。
（７）浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針第１０条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。
（８）浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。
（９）浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）でないこと。
（10）過去３年間に浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第１３条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。
（11）共同事業体による応募について
共同事業体による応募は可とする。

(12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。
(13) 浜松市フルーツパークの管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体。

１１　提出書類

申請にあたり、以下の書類１２部（正本１部、副本１１部）を市に提出してください。
なお、市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

（１）指定管理者指定申請書「第３号様式」
（２）宣誓書「第４号様式」
（３）役員名簿「第４－２号様式」
（４）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
（５）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（６）過去３年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）、など経営状況のわかるもの
（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
（８）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」
②直近２年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）
③市税の完納証明書「別紙　第４－３号様式」
※指定管理者に選定された場合、①及び③は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。
（９）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれか
①委任状「第４－４号様式」
②法人市民税確定申告書（第20号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第22の3号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
(10) 浜松市フルーツパーク指定管理者事業計画書「第５号様式」（全期間分）
(11) 事業提案書（当日プレゼンテーション資料）
(12) 提案資料の取扱いに関する回答書（第４－５様式）
(13) 共同企業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
※共同企業体の場合、（２）～（９）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。

１２　指定管理者の募集及び選定方法

（１）指定管理者の選定方法
指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。
（２）選定にあたっての審査方法等
指定管理者の選定にあたっての審査は「産業部指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「浜松市産業部指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。
（３）選定結果等の通知
審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。
（４）協定の締結
市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。
（５）次点交渉権者との交渉
優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとし

ます。

１３　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和４年６月２４日～８月１５日　募集要項のホームページ掲載及び配布
６月２４日～７月　８日　募集要項に関する照会、質問事項の受付
７月　４日　応募者説明会、参考資料の閲覧、施設見学会
７月１５日　質問事項に対する回答
６月２４日～８月１６日　提出書類の申請受け付け
８月下旬　選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間
※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。
質問の回答はヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますのでご準備願います。
９月上旬　ヒアリング・プレゼンテーションの開催
候補者選定のための選定会議
９月下旬　優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
１０月上旬　仮基本協定の締結
１２月中旬　指定管理者の指定（１１月市議会議決による）
令和５年２月下旬　基本協定締結
２月下旬～３月中旬　指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

１４　募集要項の配布

募集要項は、令和４年６月２４日（金）から８月１５日（月）まで配布いたします。
・配布場所：浜松市産業部農業水産課
〒４３０－８６５２　浜松市中区元城町１０３番地の２
電話：０５３－４５７－２３２８
・配布時間：午前９時～午後５時１５分
また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。
【浜松市ホームページの掲載箇所】
市トップ→産業ビジネス→指定管理者制度→公の施設における指定管理者制度について

１５　募集要項に関する照会、質問事項の受付

○　募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
・　受付期間：令和４年６月２４日（金）から７月８日（金）までとします。（受付時間 午前９時～午後５時１５分）
・　受付方法：募集要項の内容等に関する「質問書」（指定管理者指定申請関係書類　参照）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。
・　質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。（回答日：令和４年７月１５日（金）予定）
※質問は、必ず郵送、FAX、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問は受け付けられません。（以外の方法で回答を希望される場合はご相談ください）
【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】
浜松市産業部農業水産課　次世代農業推進グループ　担当者：鈴木　悠佳梨
〒４３０－８６５２　浜松市中区元城町１０３番地の２
ファクス：０５０－３６０６－６１７１

メールアドレス：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

１６　応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて

○　指定管理業務等についての説明会を開催します。

・日時　令和４年７月　４日（月）　１４時００分から

・場所　浜松市北区都田町４２６３番地の２　浜松市フルーツパーク　管理事務所２階会議室

※　参加される場合は事前にご連絡ください。

※　説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

○　指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーション）を開催します。

※詳しくは、指定申請書等、提案書類を提出した方へ別途ご案内します。

１７　提案書類の提出

指定申請書等、提案書類は、令和４年６月２４日（金）から８月１６日（火）（受付時間午前９時～午後５時１５分）までに浜松市産業部農業水産課に提出してください（必着。郵送可）

１８　費用の負担

提案に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

１９　障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

２０　選定基準

別紙のとおり

２１　実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同企業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

（１）プレゼンテーションについて

次期選定時の選定会議でのプレゼンテーションは、現指定管理期間の状況報告を含んだ内容とし、一番初めに行っていただきます。

（２）事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乗じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点（事後評価）	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	＋5.0%
70点～80点未満	優れている	＋2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	－2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	－5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間						
	1年目	2年目	3年目	4年目	A	A/4	
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	※小数点第2位以下切り捨て
加算率	0.0%	+ 2.5%	0.0%	+ 2.5%	+ 5.0%	+ 1.2%	

例：選定時評価点 75.4 点　×　1.2%　＝　0.9 点を加点

（３）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（２年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

・提案した業務及び自主事業の不実施
・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合
・その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
・当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合
・加入すべき保険の未加入
・事業計画書、事業報告書の提出期限超過
・事業計画書、事業報告書が指定どおりの内容となっていない

２２　選考結果のおしらせ

応募者全員に、令和４年９月３０日（金）までに文書にてお知らせします。

２３　選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について

（１）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由
③提案の概要
④提案金額
⑤評価内容
⑥評価結果（点数）
※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公

表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物

・ 提案資料の取扱いに関する回答書「第４－５号様式」
・ 応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※ 提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。
※ 「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、１０提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

２４　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和４年１１月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

２５　その他

市では、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に愛称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

問合せ先
浜松市産業部農業水産課　　担当者　鈴木　悠佳梨
電話　０５３－４５７－２３２８
メールアドレス　nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

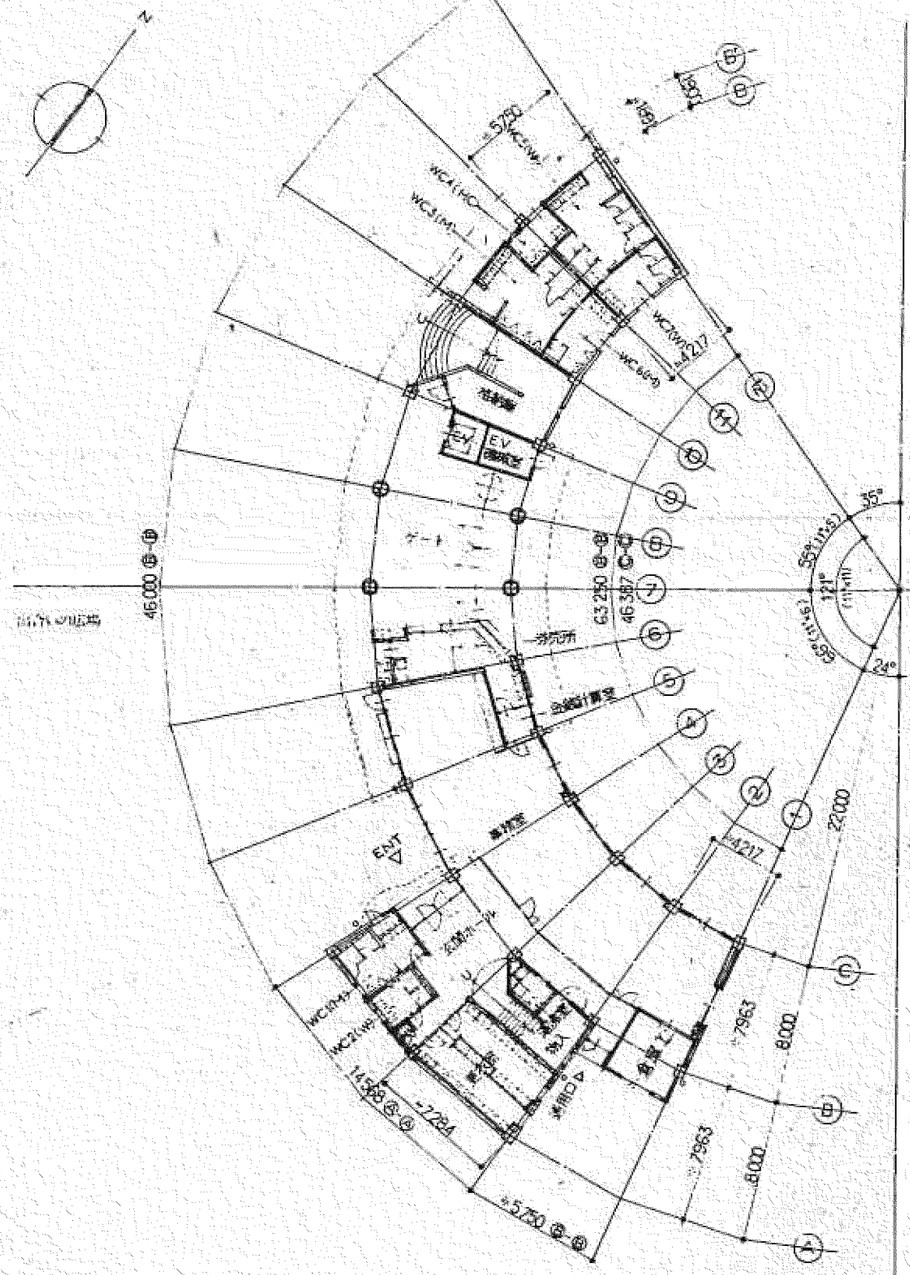
募集要項資料１　浜松市フルーツパーク　主要施設配置図



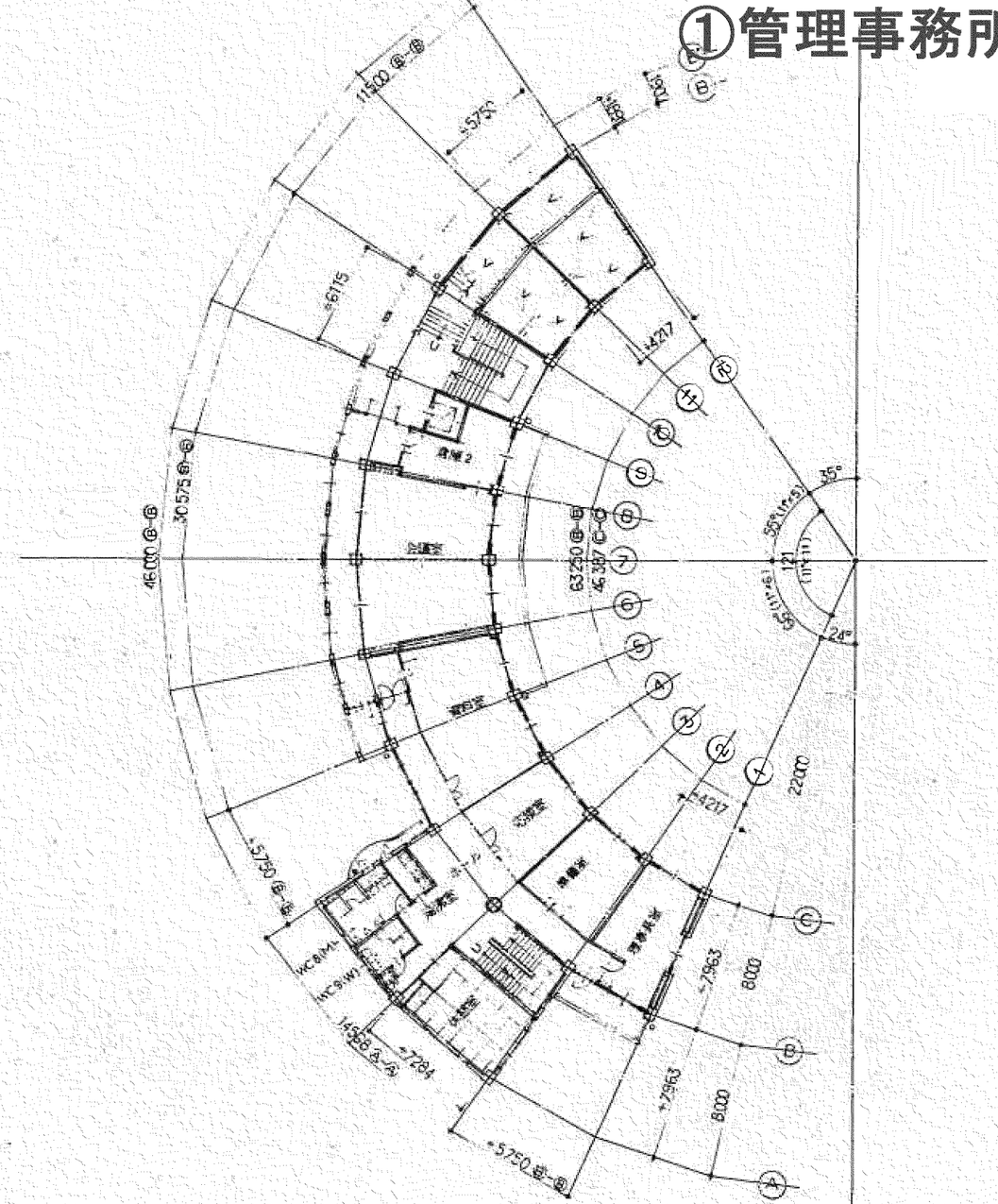
以下の施設は、現指定管理者が設置または改修したものである

㋐	サッカーグラウンド	㋕	ワインカーヴ（⑥内の一部）
㋑	フルーツパーラー屋根テント、ピザ窯	㋖	噴水
㋒	屋外ステージ屋根テント	㋗	ガレージハウス
㋓	渡り廊下及び屋外便所	㋘	温浴施設（①内の一部）
㋔	レストラン棟及びメリーゴーランド	㋙	恐竜展示
㋜	木曽馬・ヤギ　動物ふれあい体験コーナー	㋚	グランピング、東側キャンプサイト
その他	アクティビティ設備、授乳室（⑥内の一部）、ラジオスタジオ（⑥内の一部）、イチゴハウス内高設栽培設備		

①管理事務所



1階(1F)平面図 1:200



2階(2F)平面図 1:200

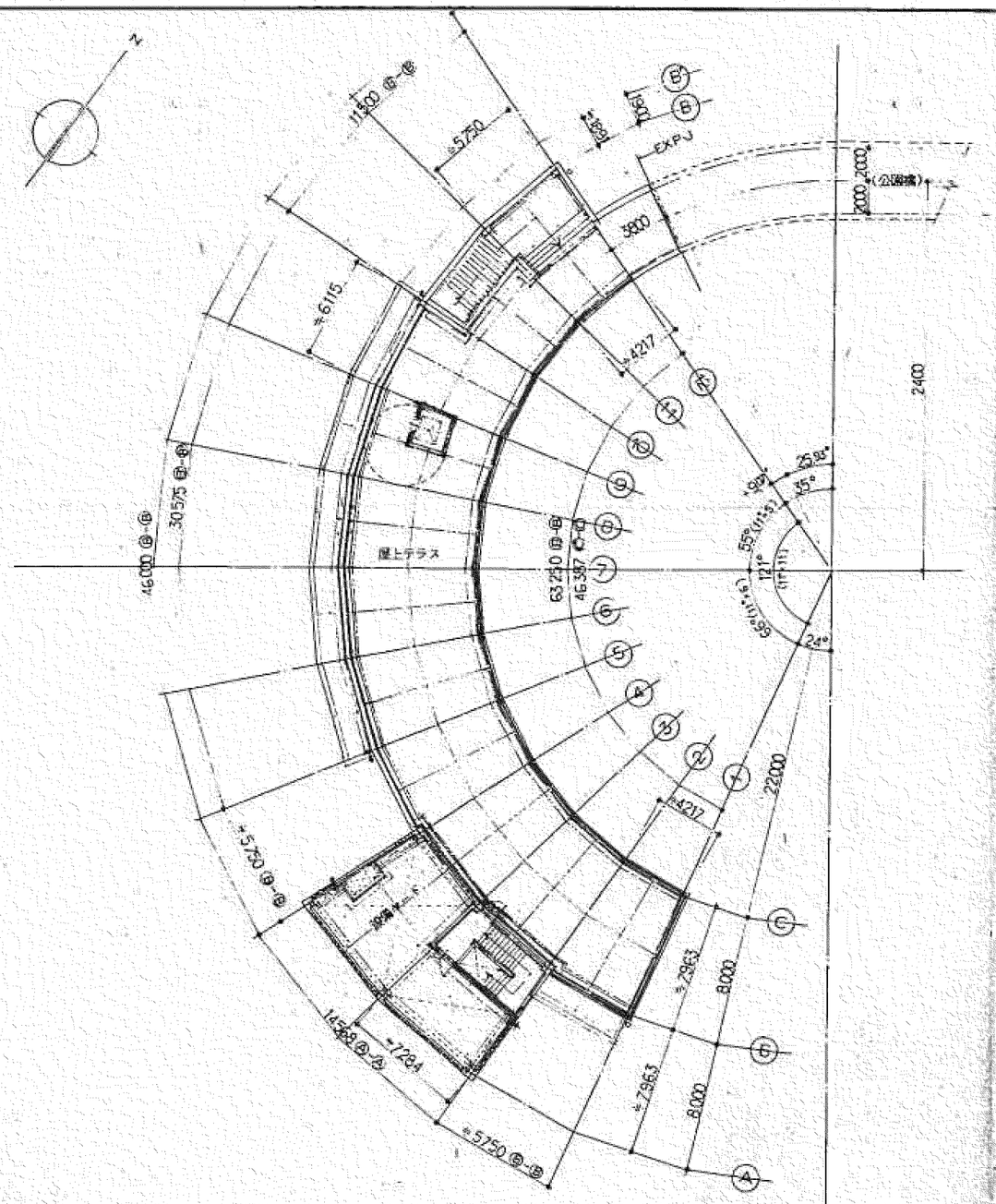
凡例

———	コンクリート
———	コンクリートブロック
———	鉄骨造(S造)
———	既存建物
———	建物外周(ラスモルタル下地)

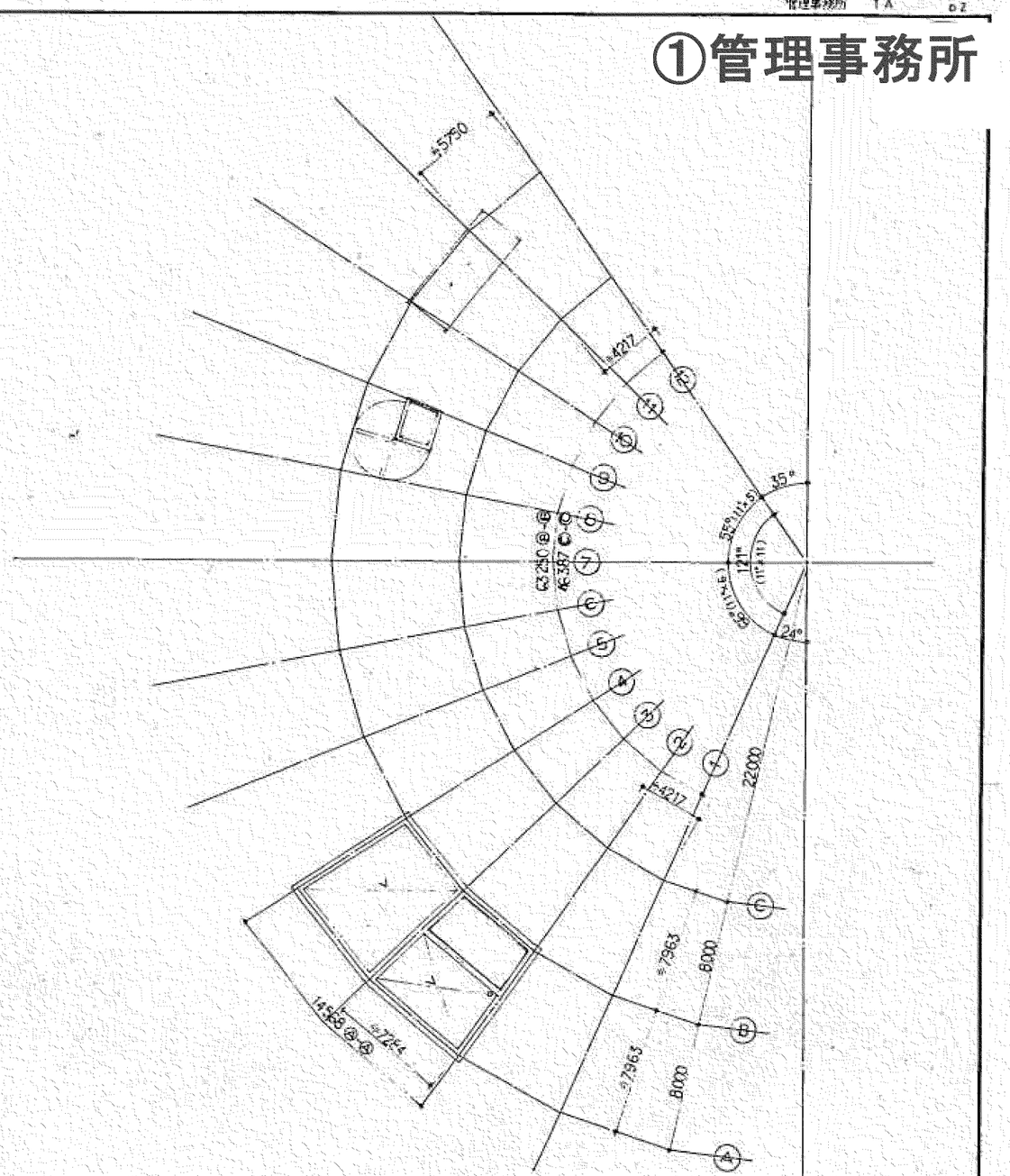
名称	(仮称)浜松市フルーツパーク上部施設(管理事務所外)建設工事(建築工事)		管理事務所 No. —
	平面図—1(1F・2F)	1:200	1A— 3
所在地	浜松市北区細江町中川7967番	名称	株式会社 森繁建設計事務所 一級建築士 金沢直樹
	静岡県浜松市北区細江町中川7967番		

H.L 3/17

①管理事務所



塔屋1階（PH1F）平面図 1:200



遠景状図（RF） 1:200

尺調

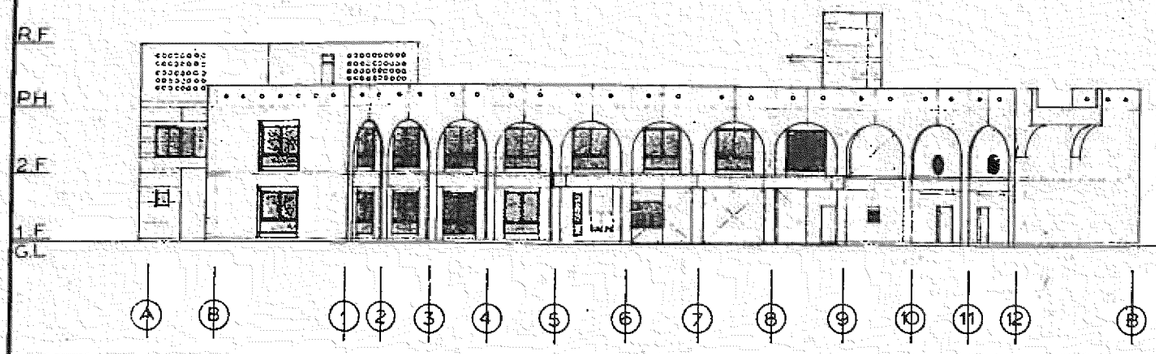
93.12.21

H6 3/17

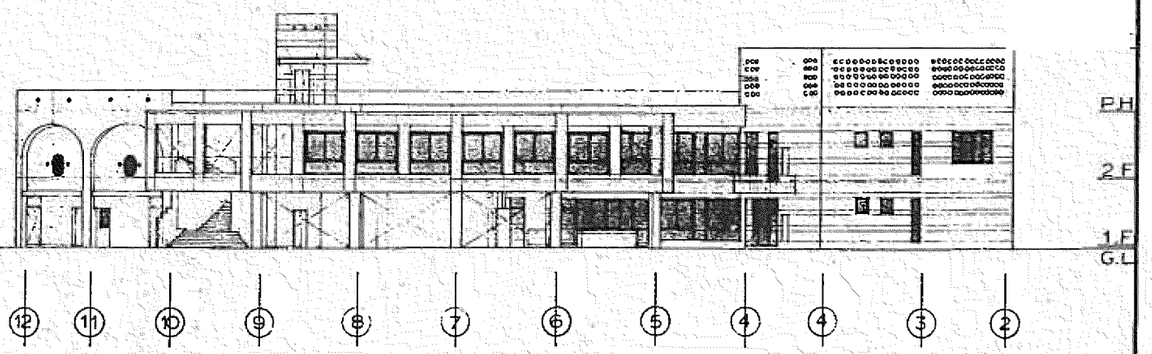
件名	（仮称）浜松市フル・ツパーク上部施設（管理事務所外）建設工事（建築工事）		管理事務所 No.
図面名	平面図−2（PH1F・RF）	縮尺 1:200	1A— 4

東京都港区東麻布1丁目12番8号 一級建築士事務所登録第20067号 株式会社 森緑地設計事務所 大臣登録第81352号 一級建築士 金沢直樹

①管理事務所

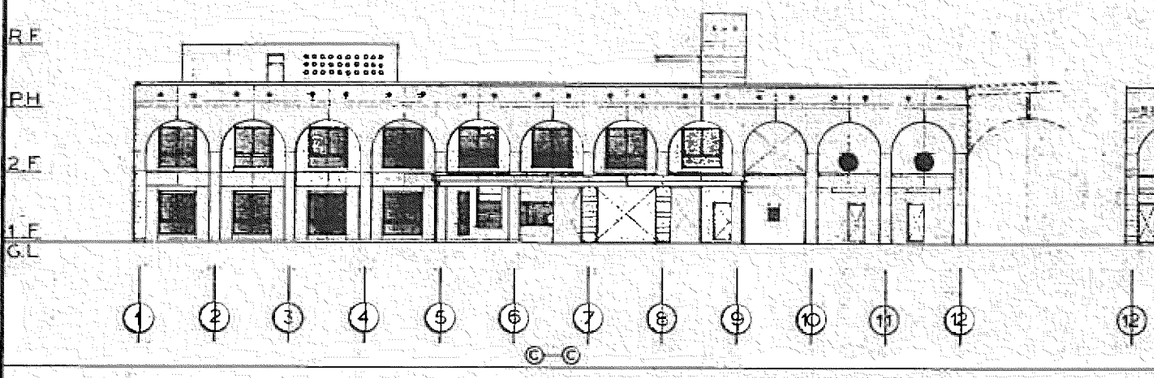


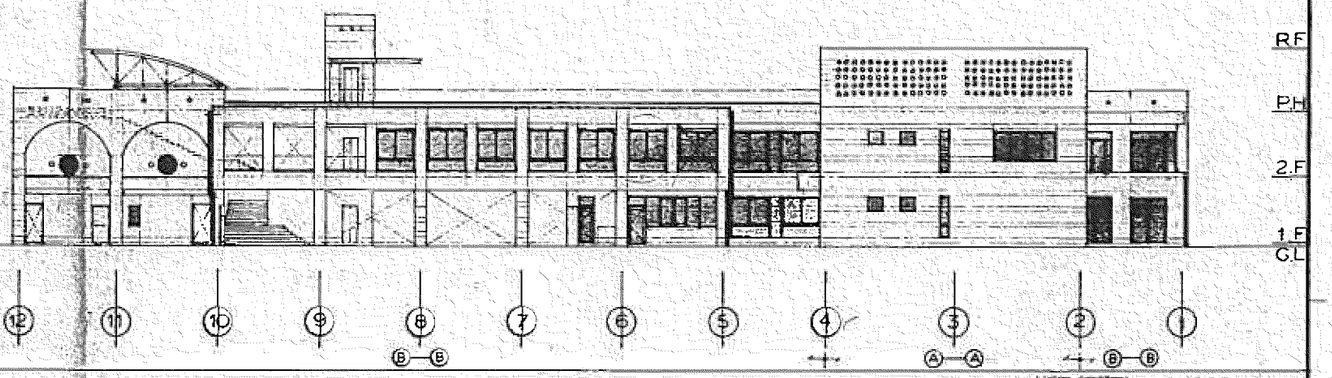
東面



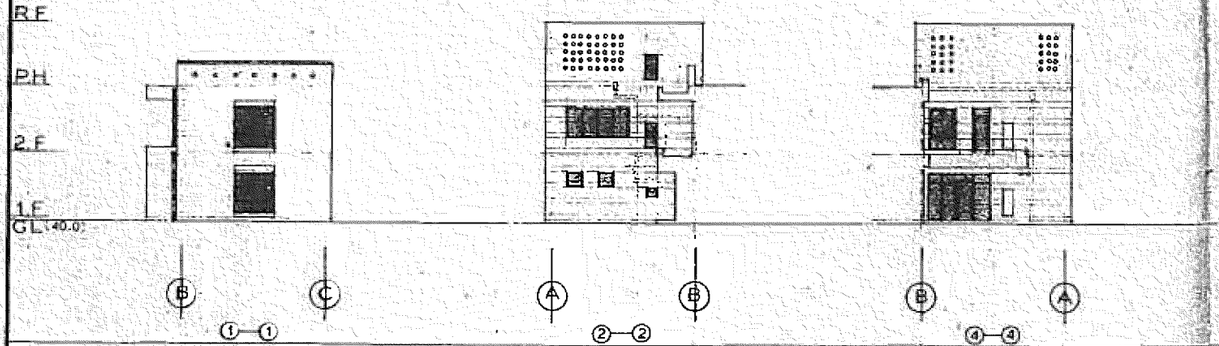
西面

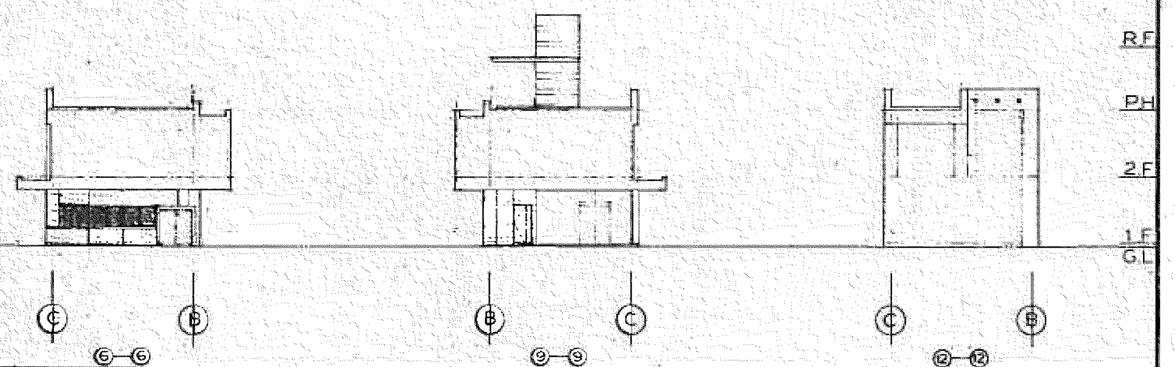
立面図 1:200





立面図（展開図） 1:200





立面図 1:200

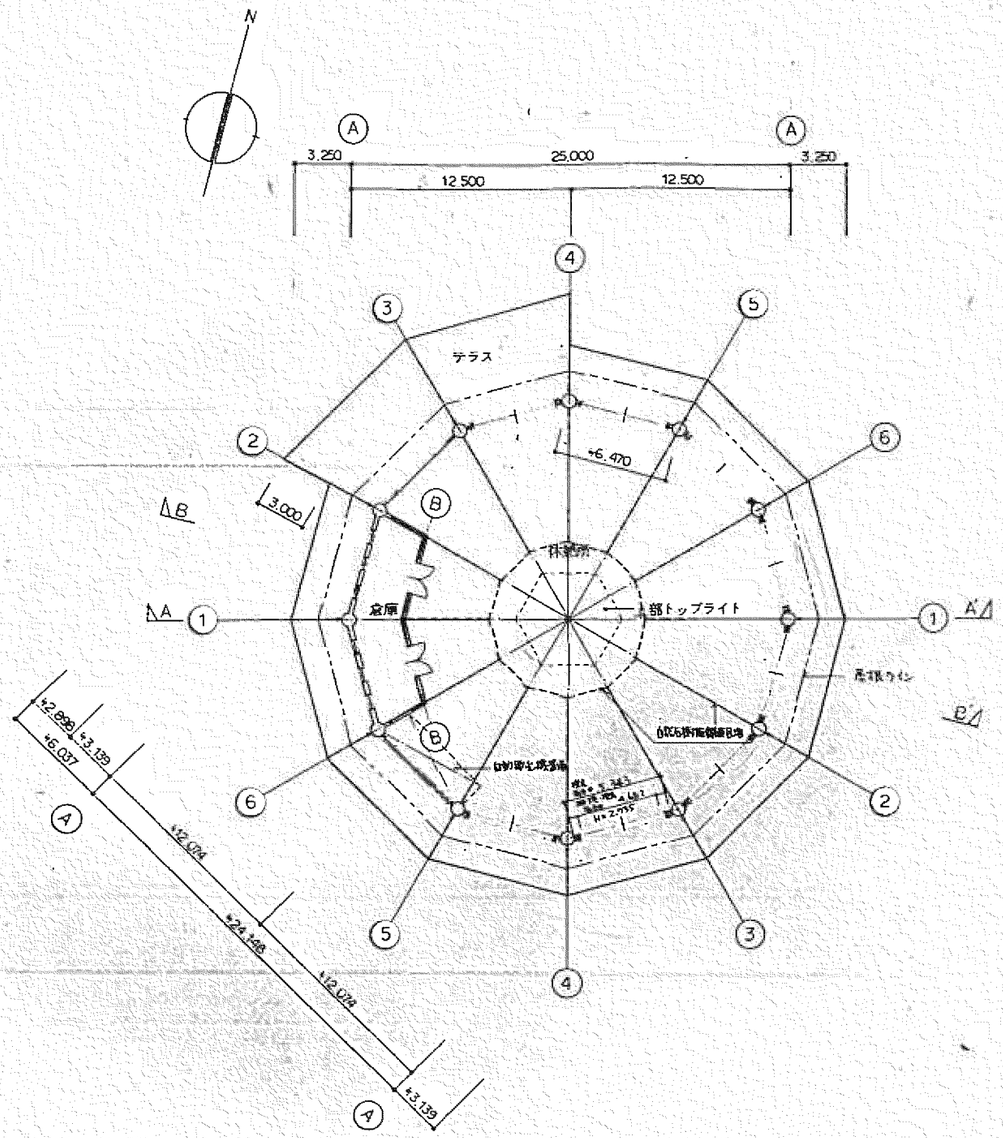
凡例

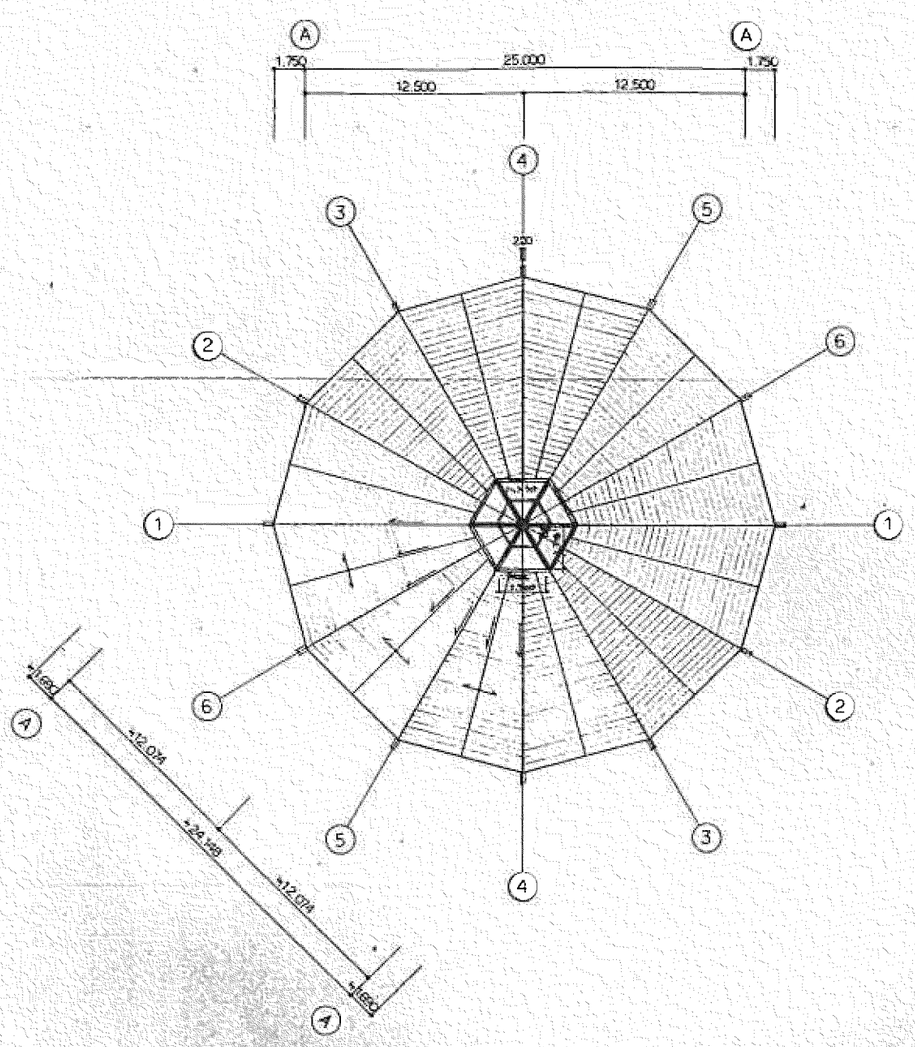
53 12-21
H6 3/17

件名	（仮称）浜松市フルーツパーク上部施設（管理事務所外）建設工事（建築工事）		管理事務所 No.
図面名	立面図	縮尺 1:200	1A— 5

東京都渋谷区宇田川町1丁目12番5号 一級建築士事務所登録第30067号 株式会社 森繁建設計事務所 一級建築士 金沢直樹

②ふれあい市場





平面図　1:200　　展根伏図　1:200

排煙、換気、採光、無窓階計算　　床面積（S）　468.72m²

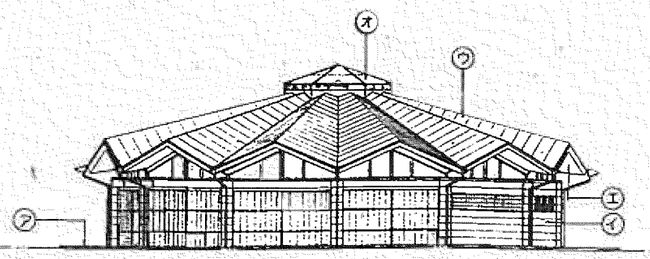
	必要開口面積		有効な開口面積			判定
	計算式	㎡	建具	計算式	㎡	
排煙 (S×1/50)	468.72 × 1/50	9.37	㊨	4.682 × 0.635 = 2.973 × 8	23.78	OK
換気 (S×1/20)	468.72 × 1/20	23.44	㊨	4.682 × 2.735 = 12.805 × 8	102.44	OK
採光 (S×1/20)	468.72 × 1/20	23.44	㊨ トップライト	5.343 × 2.735 × 8 = 116.905 2.338 × 2.7 × 3 = 18.937 ▲0.26 × 0.3 × 3 = 0.234 ×3=55.109	173.01	OK
消防無窓階 (S×1/30)	468.72 × 1/30	15.62	㊨	4.682 × 2.735 = 12.805 × 8	102.44	OK

作名 平成7年度郡田地区農業農村活性化農業構造改善事業
交流促進施設整備事業ふれあい広場施設建設工事

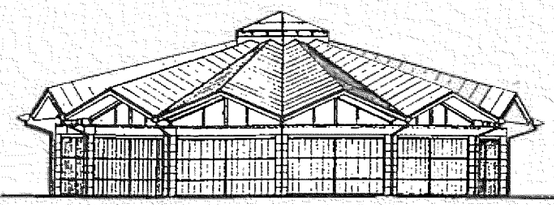
図面名 平面図、屋根伏図　　縮尺 1/200　　No. 1A-2

東京都港区東麻布1丁目12番8号　一級建築士事務所登録第20067号　株式会社 森緑地設計事務所
大臣登録第8135号　一級建築士 金沢直喜

②ふれあい市場

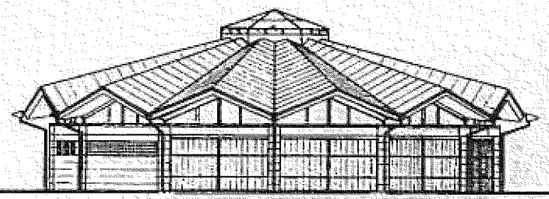


北面

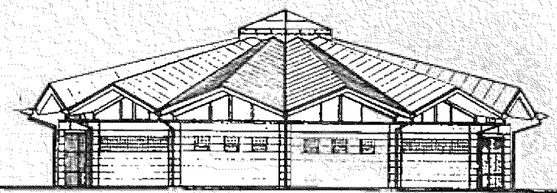


東面

立面図　1:200

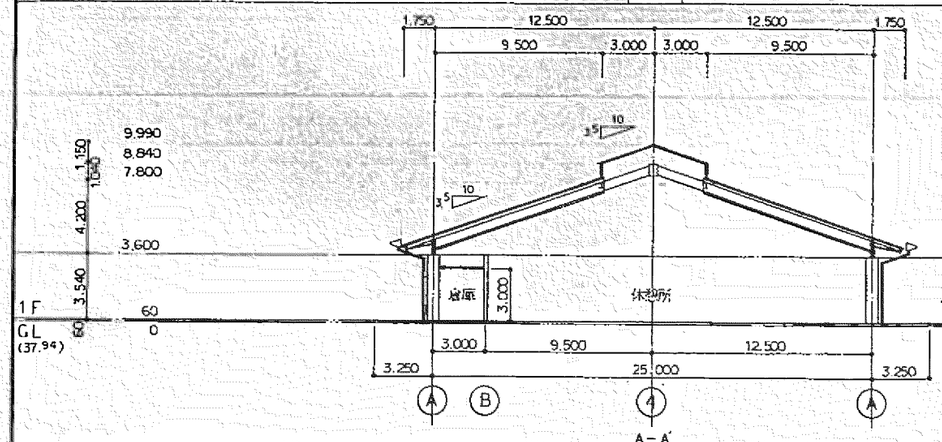


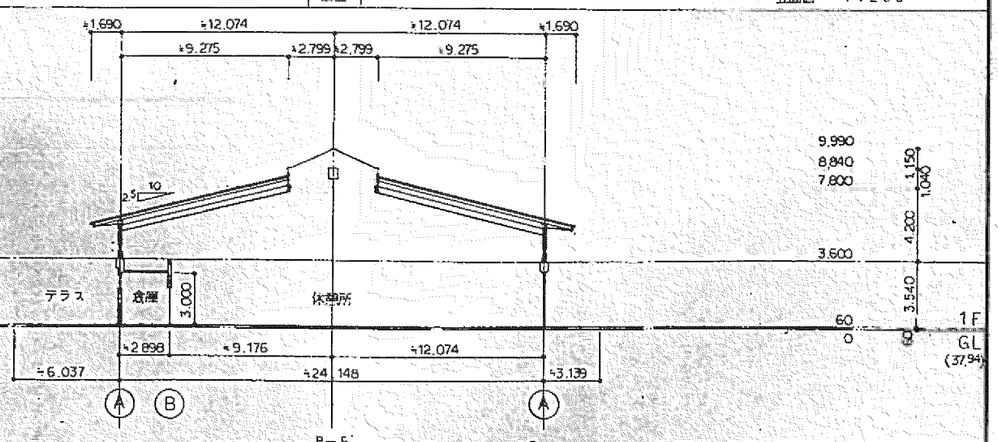
南面



西面

立面図　1:200





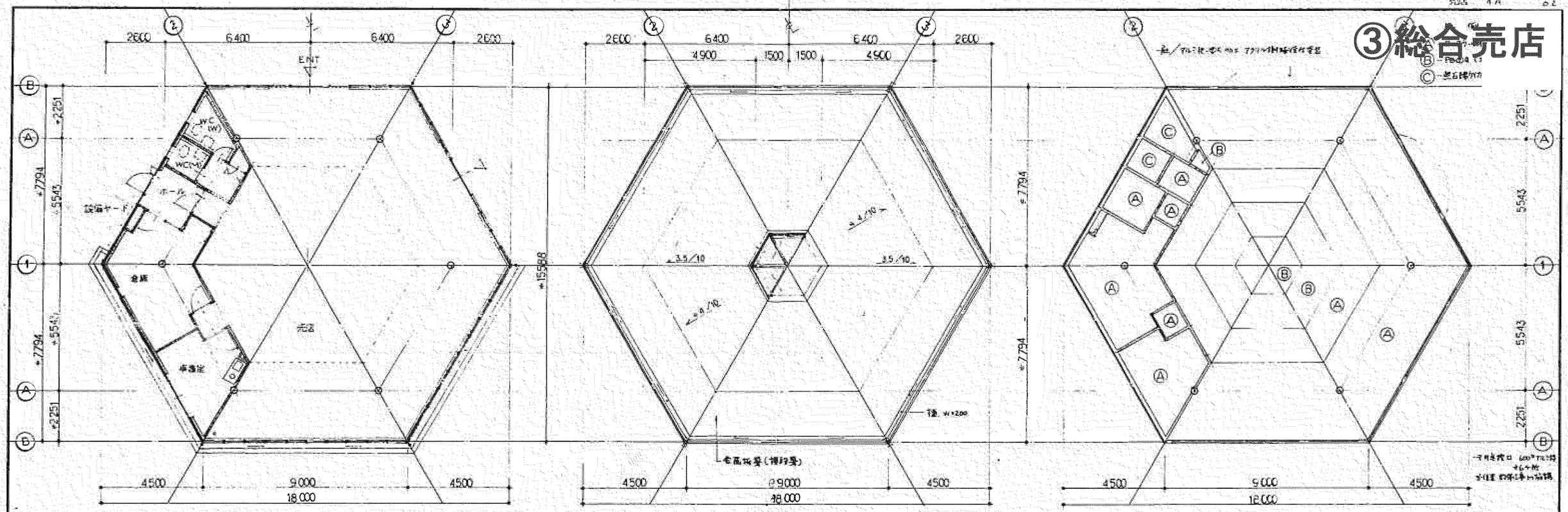
断面図　1:200

㋐	床　：コンクリート下地　自然石樹脂補強㋐10
㋑	外壁：コンクリート打放し補強の上塗仕上材（白系艶小模様）
㋒	屋根：鉄筆オカモト小波㋐18 ウェブフィル・アルフ22KC ポリカレックスム㋐40 表張りの上 ガルバリウム鋼板葺㋐0.4 フッ素樹脂塗装
㋓	斜葺：LGS下地 PB㋐9(樹脂)2 ロックウール 吸音板㋐12
㋔	トップライト：アルミ電解着色(B-2種)、網入りポリ型ガラス㋐6.8

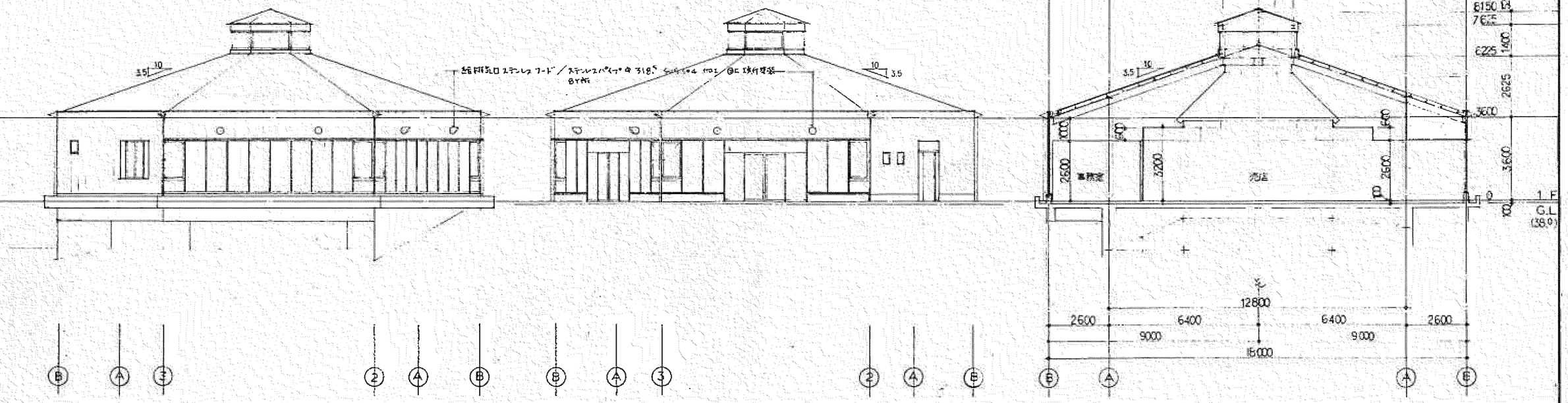
件名	平成7年度都田地区農業農村活性化農業構造改善事業 交流促進施設整備事業ふれあい広場施設建設工事				No. 1A-3
図面名	立面図、断面図	縮尺	1/200		

東京都港区東麻布1丁目12番8号　一級建築士事務所登録第20067号　株式会社 森緑地設計事務所　大臣登録第8135号　一級建築士 金沢直貴

③総合売店



1階平面図 1:100　　屋根伏図 1:100　　天井伏図 1:100



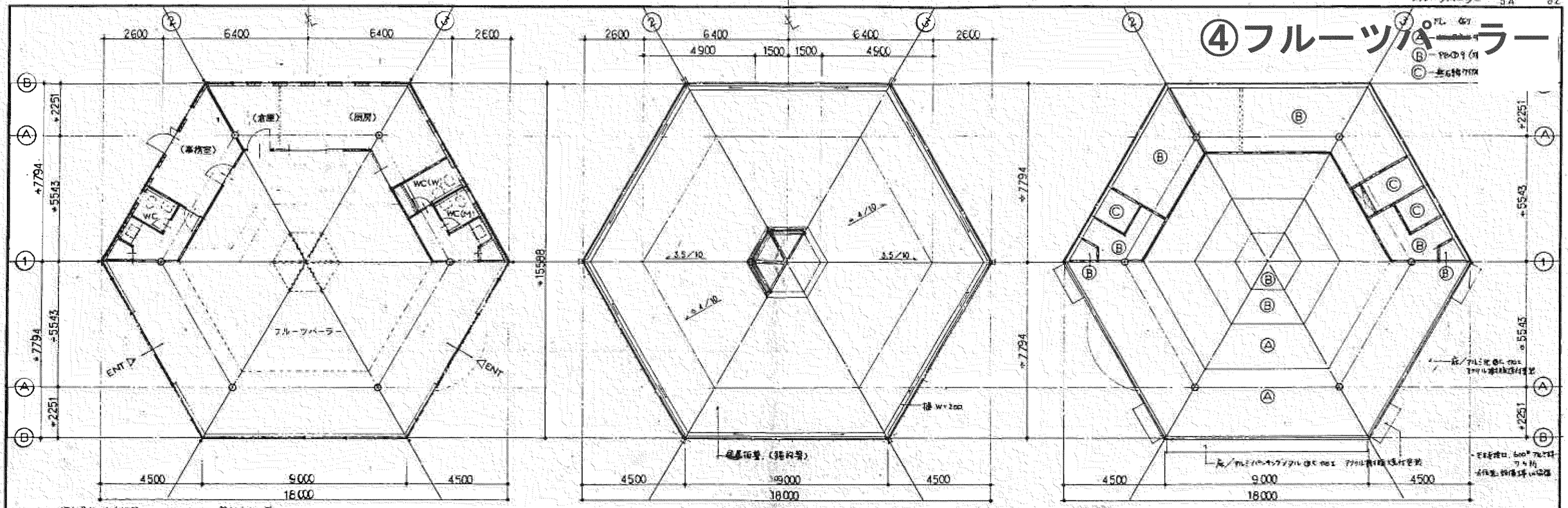
東立面図 1:100　　北立面図 1:100　　断面図 1:100

総合売店

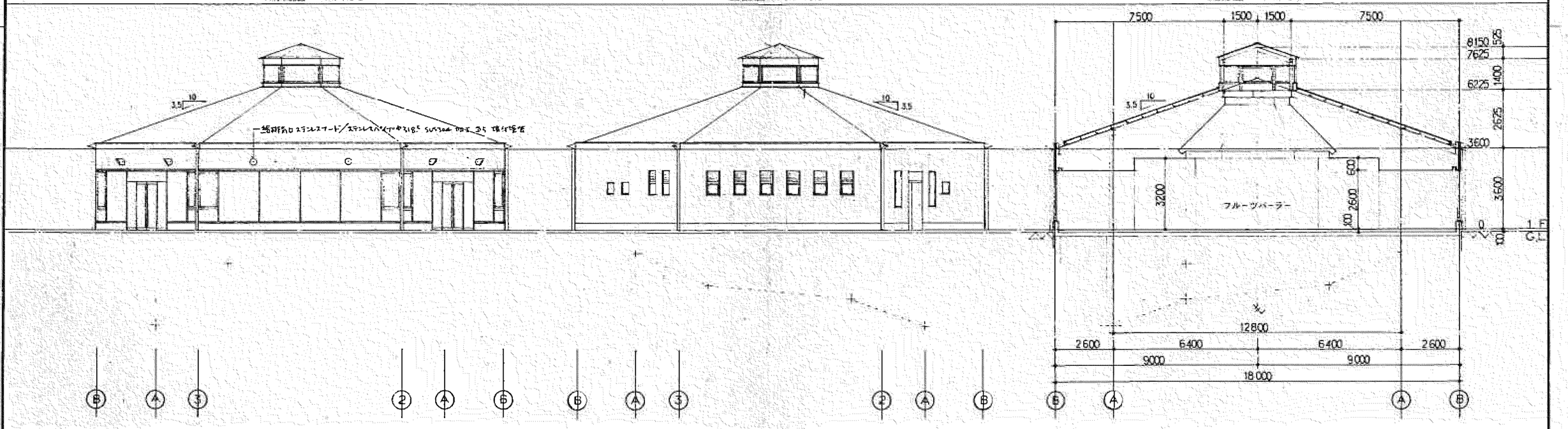
件名 (仮称)浜松市フルーツパーク上試験設(管理事務所外)建設工事(建築工事)			売店
図面名 平面図・屋根伏図・天井伏図・立面図・断面図	縮尺 1:100		4A— 2

東京都港区東麻布1丁目12番8号　株式会社 森緑地設計事務所　一級建築士 金沢直樹

④フルーツパーラー



1階平面図 1:100　　屋根伏図 1:100　　天井伏図 1:100



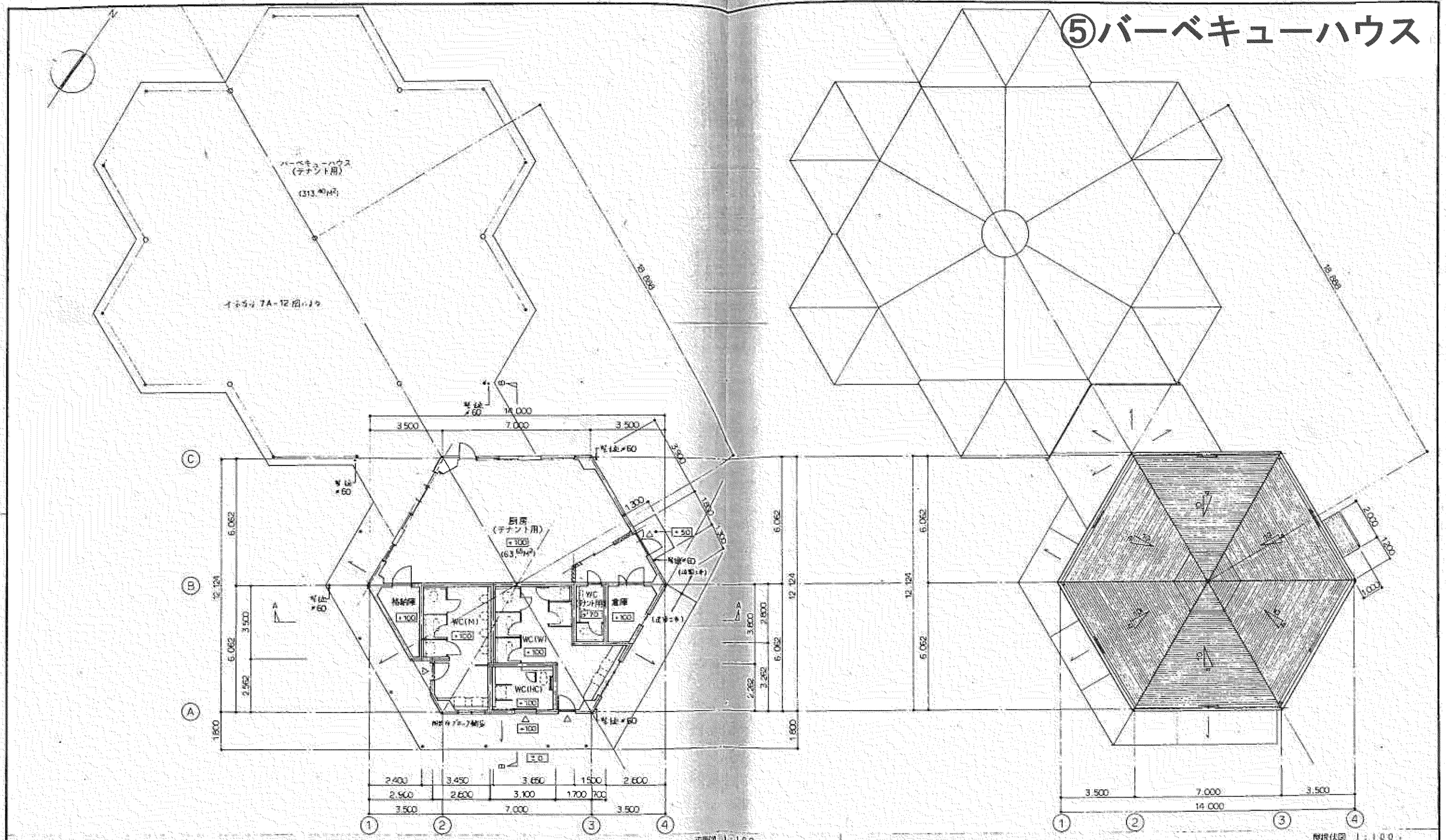
西立面図 1:100　　北立面図 1:100　　東面図 1:100

フルーツパーラー

工事名 (仮称)静岡市フルーツパーク上部施設(管理事務所外)建設工事(建築工事)			フルーツパーラー 5A — 2 / No. —
図面名 平面図・屋根伏図・天井伏図・立面図・断面図	縮尺 1:100		
東京都港区東麻布1丁目12番8号	一級建築士事務所登録第20067号 株式会社 森緑地設計事務所	大臣許可第81352号 一級建築士 金沢直樹	

H6・3/17

⑤バーベキューハウス

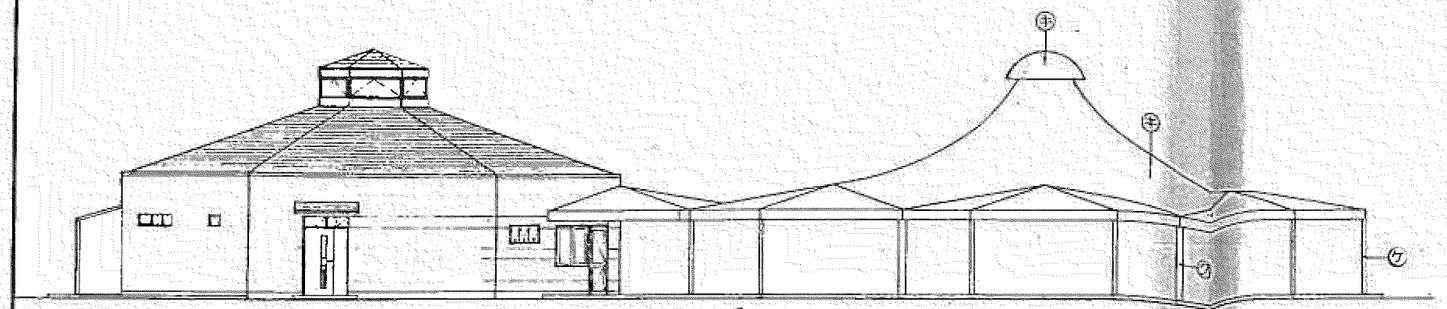


材料	L63 w 65

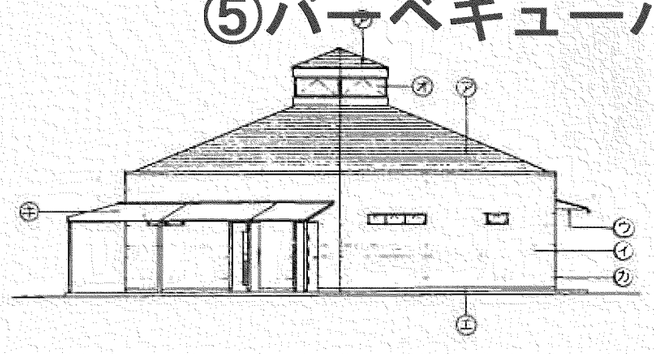
バーベキューハウス

件名 (仮称) 浜松市フルーツパーク上部施設 (展望レストハウス外) 建設工事 (建築工事)				バーベキュー・ハウス	No.
図面名 平面図、屋根伏図	縮尺 1/100			7A-3	
東京都港区東麻布1丁目12番8号	一級建築士事務所登録第20067号 株式会社 森緑地設計事務所		大臣登録第81352号 一級建築士 金沢直樹		

⑤バーベキューハウス

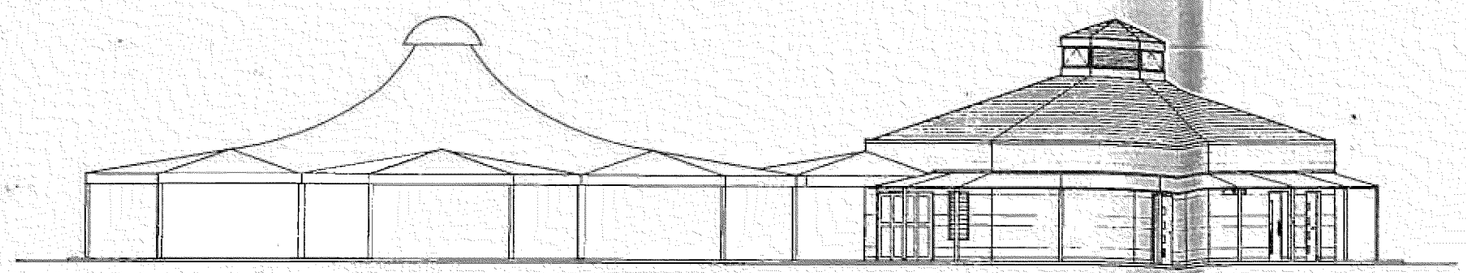


北面

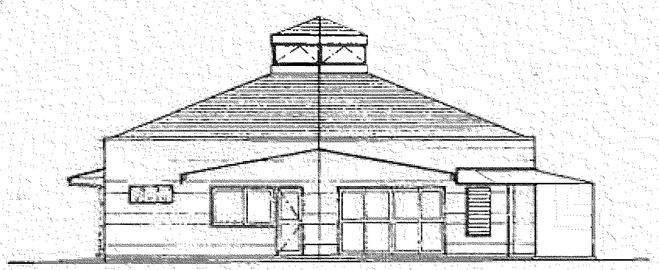


東面

立面図　1：100

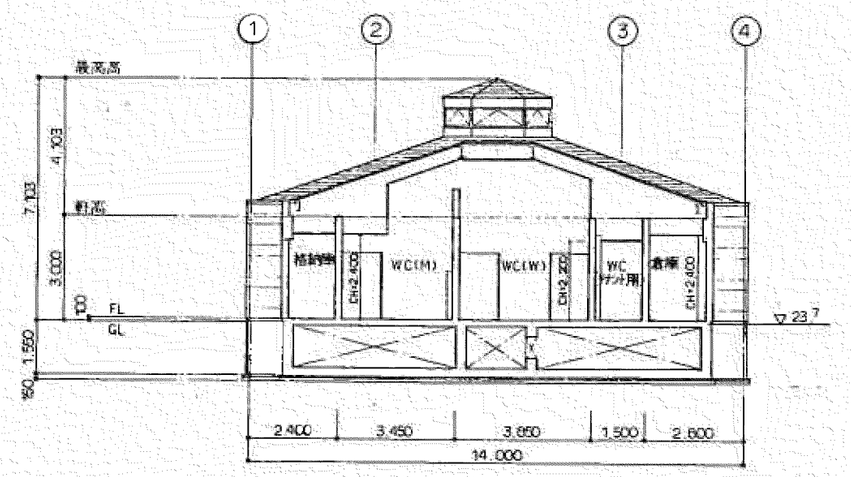


南面

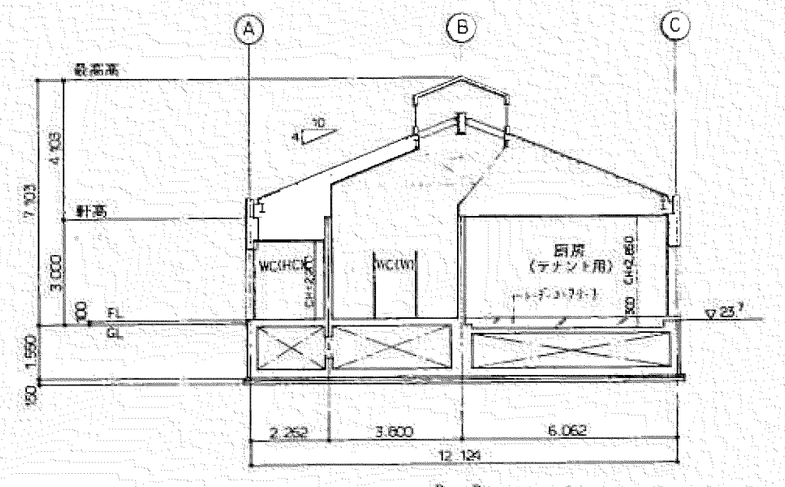


西面

立面図　1：100



A — A



B — B

断面図　1：100

凡例

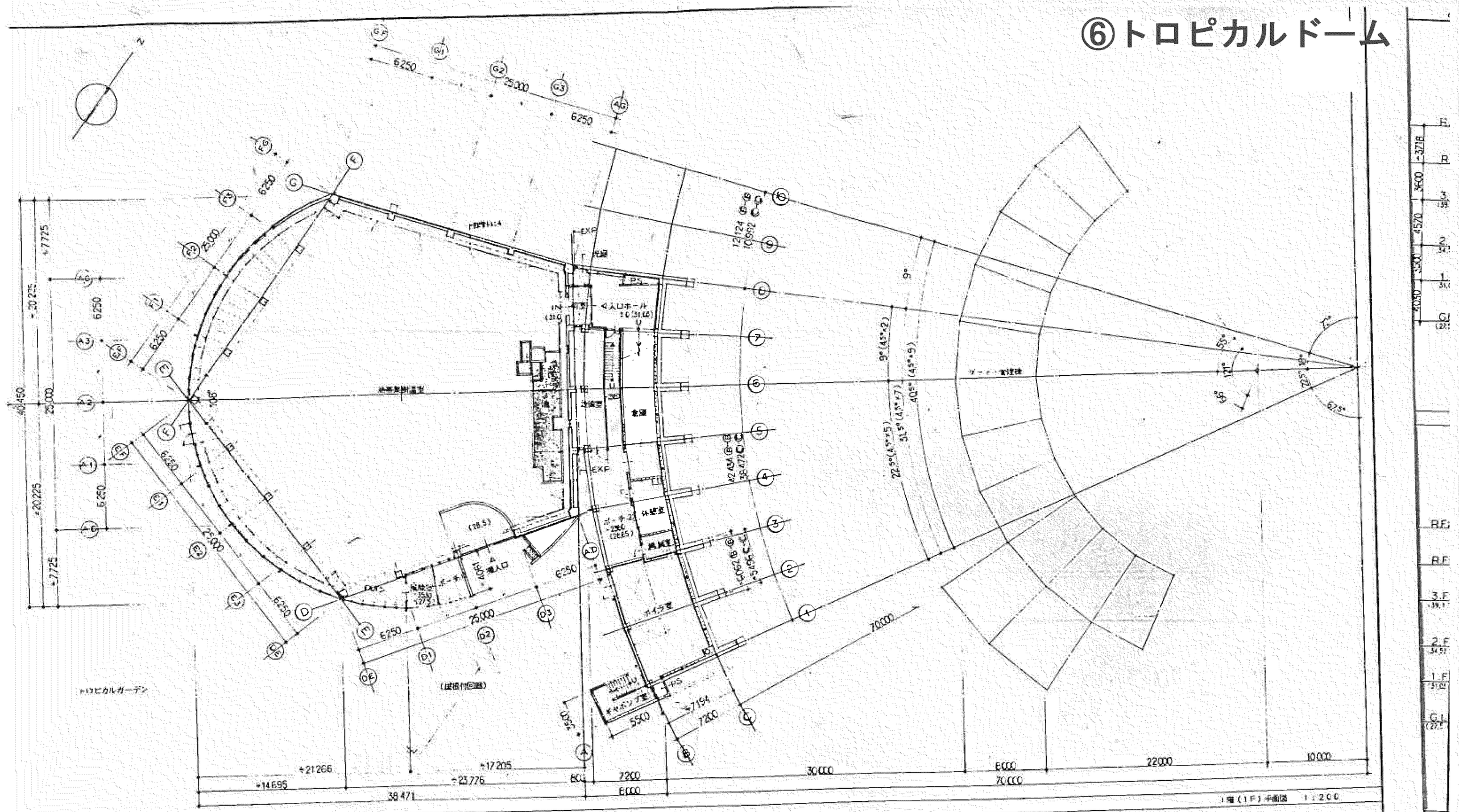
外部仕上表

㋐	屋根：[illegible]
㋑	外壁：コンクリートPT板：[illegible]
㋒	軒裏：
㋓	中水：
㋔	トップライト：[illegible]
㋕	[illegible]
㋖	[illegible]
㋗	鉄骨柱：H-216×B-2t
㋘	〃：H-101.6×B-2t

件名	(仮称) 浜松市フルーツパーク上部施設 (展望レストハウス外) 建設工事 (建築工事)			バーベキューハウス	No.
図面名	立面図、断面図	縮尺	1/100	7A-4	—

東京都港区東麻布1丁目12番8号　一級建築士事務所登録第20067号　株式会社 森緑地設計事務所　大臣登録第8132号　一級建築士 金沢直樹

⑥トロピカルドーム



凡例

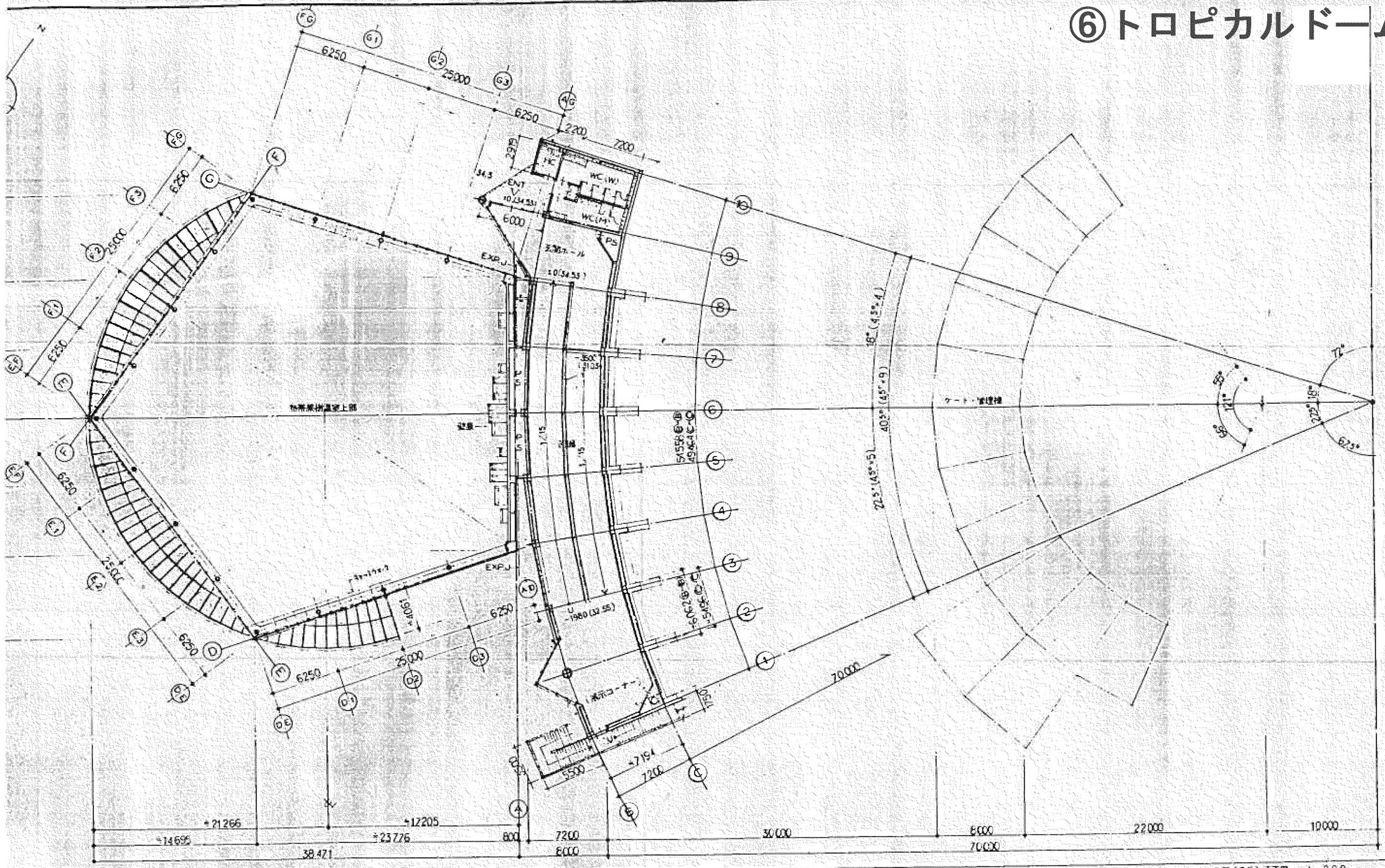
	鉄筋コンクリート
	コンクリートブロック
	耐火被覆モルタル仕上
	鉄骨造

件名	(仮称)浜松市フルーツパーク工課施設 (トロピカルドーム外)新設工事(建築工事)		トロピカルドーム
図面名	1階(1F)平面図	縮尺 1:200	2A— 3

東京都港区虎ノ門1丁目12番6号 特定会社 森緑地設計事務所 一級建築士 金沢正樹

1階(1F)平面図 1:200

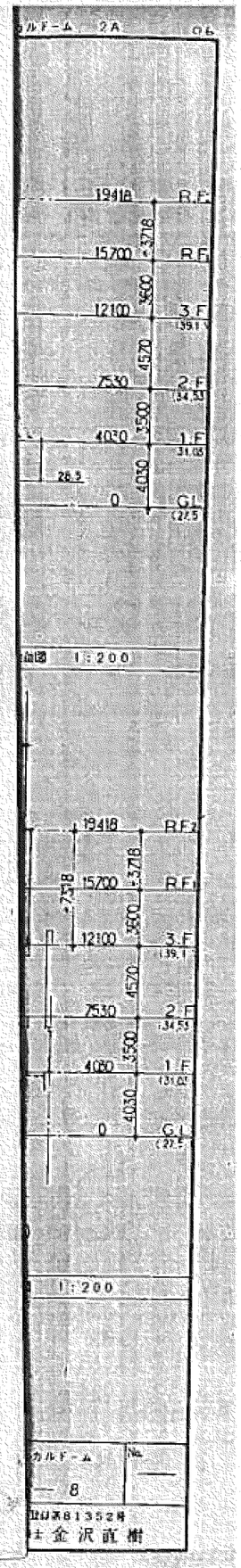
⑥トロピカルドーム



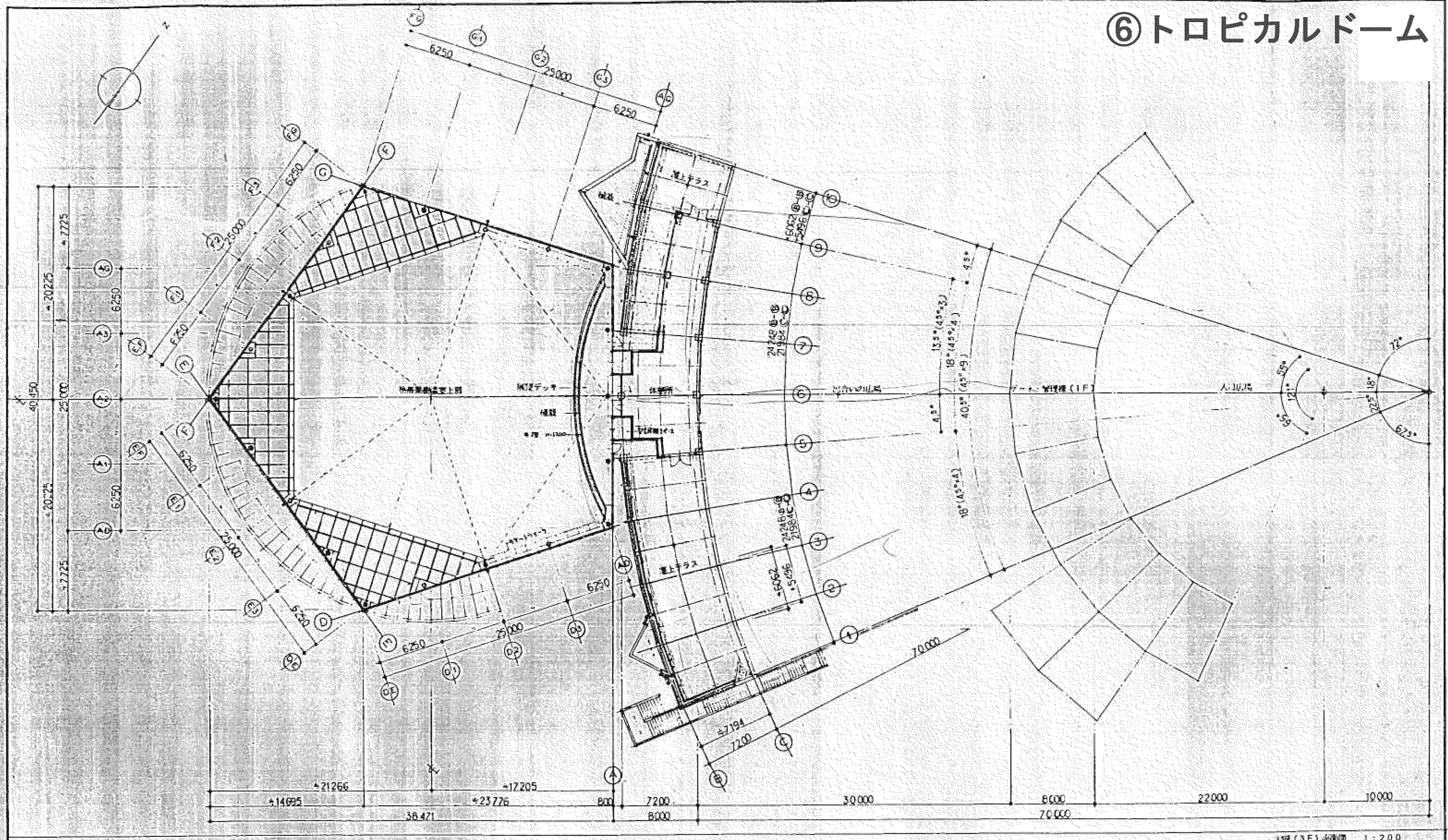
2階(2F)平面図 1:200

工事名	(仮称)浜松市フルーツパーク上部施設 (トロピカルドーム外)建設工事(建築工事)
図面名	2階(2F)平面図
縮尺	1:200
	トロピカルドーム
	2A — 4
No.	—

東京都港区東麻布1丁目12番8号 一級建築士事務所登録第20067号 株式会社 森緑地設計事務所 一級建築士 金沢直樹 大臣登録第81352号



⑥トロピカルドーム



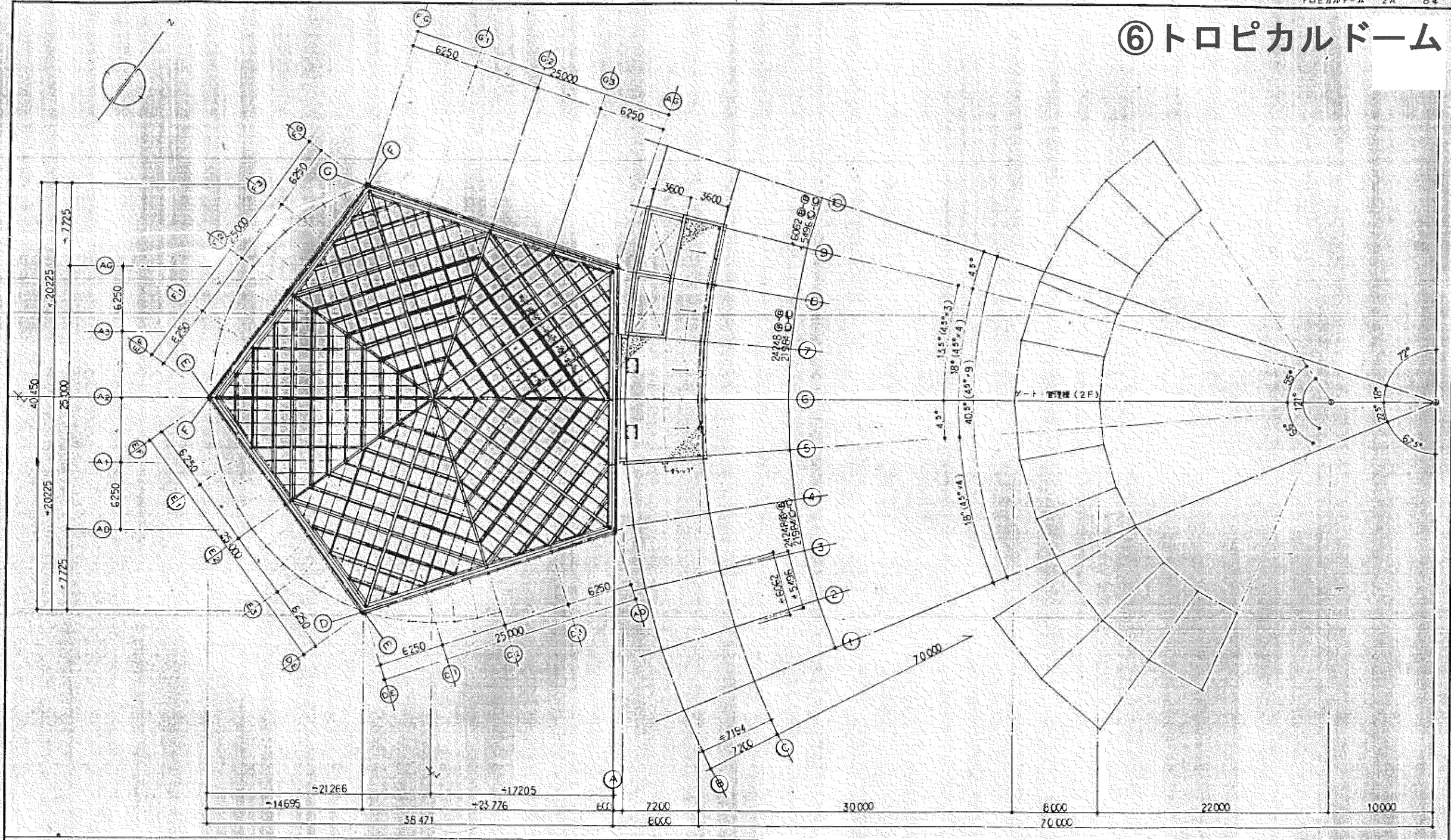
3階(3F)平面図 1:200

凡例

———	鉄筋コンクリート
—•—	軸芯
———	鉄骨(現位置)
— — —	伸縮目地

名称	(仮称)浜松市フルーツパーク上部施設 (トロピカルドーム外)新設工事(建築工事)			トロピカルドーム	No.
図面名	3階(3F)平面図	縮尺	1:200	2A — 5	—
東京都港区東麻布1丁目12番8号		一級建築士事務所登録第067号	株式会社 森緑地設計事務所	一級建築士登録第81352号	一級建築士 金沢直樹

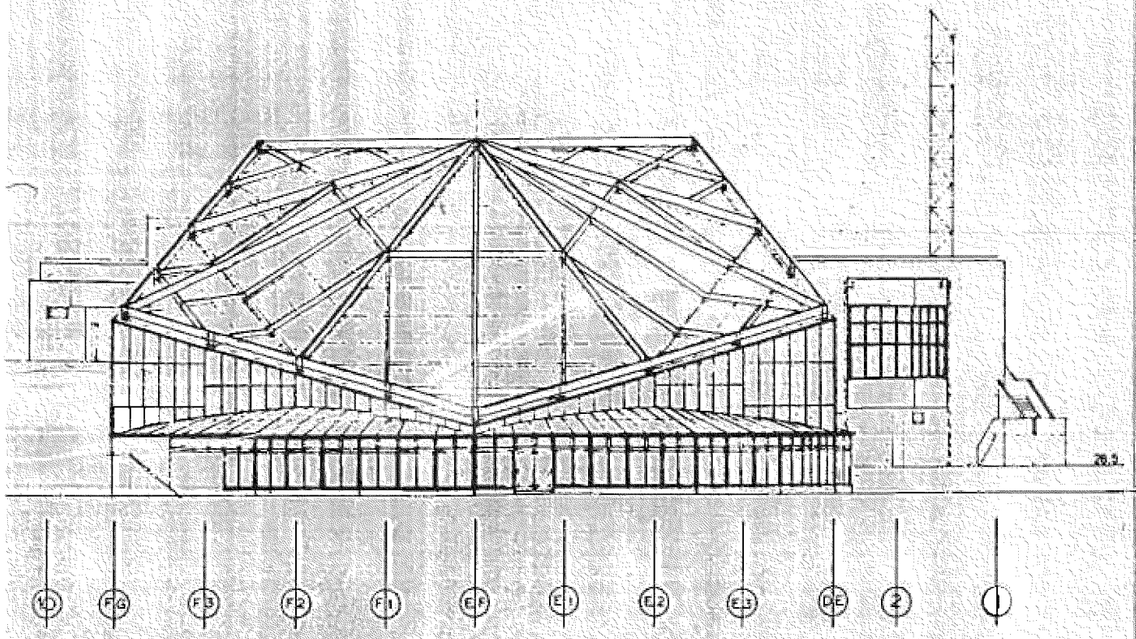
⑥トロピカルドーム



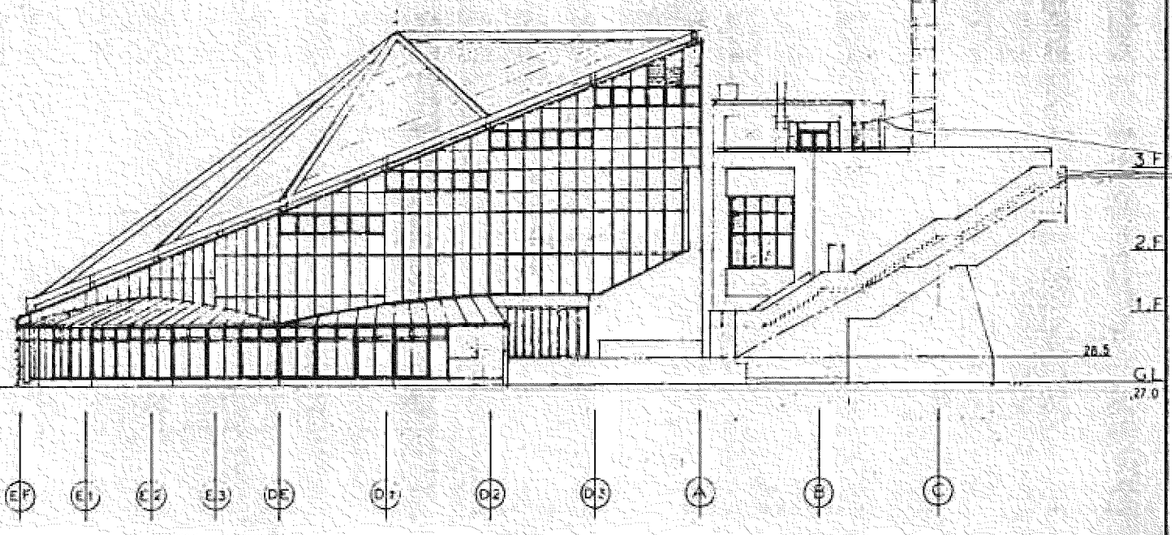
作名	（仮称）浜松市フルーツパーク上屋施設（トロピカルドーム外）建設工事（建築工事）		トロピカルドーム	No.
図面名	屋根伏図（RF）	縮尺 1:200	2A— 6	—

一級建築士事務所登録第20067号 一級建築士登録第81352号
東京都港区東麻布1丁目12番8号 株式会社 森緑地設計事務所 一級建築士 金沢直樹

⑥トロピカルドーム

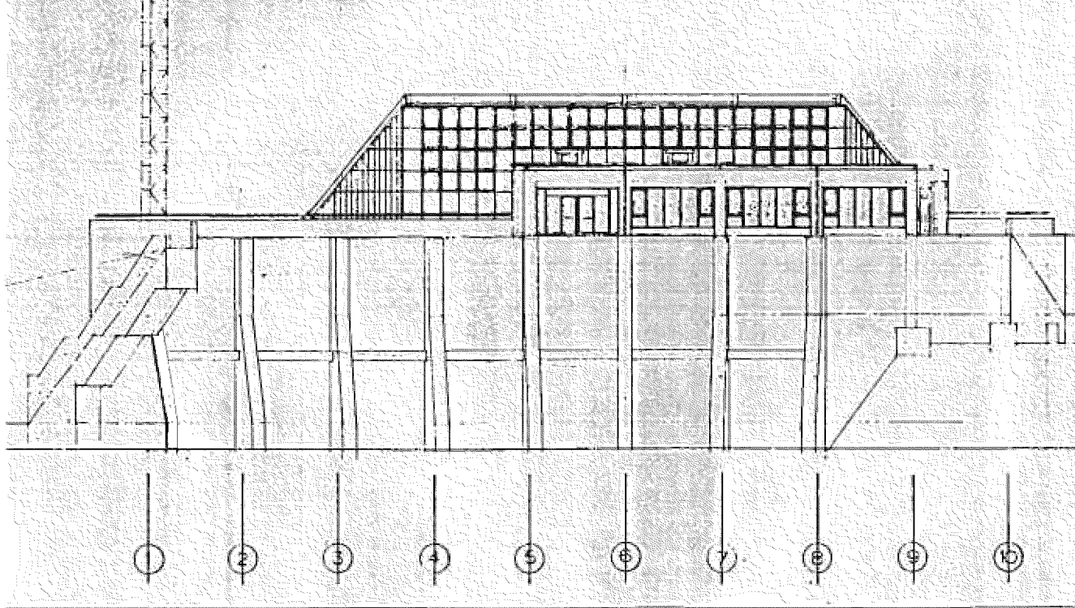


南面

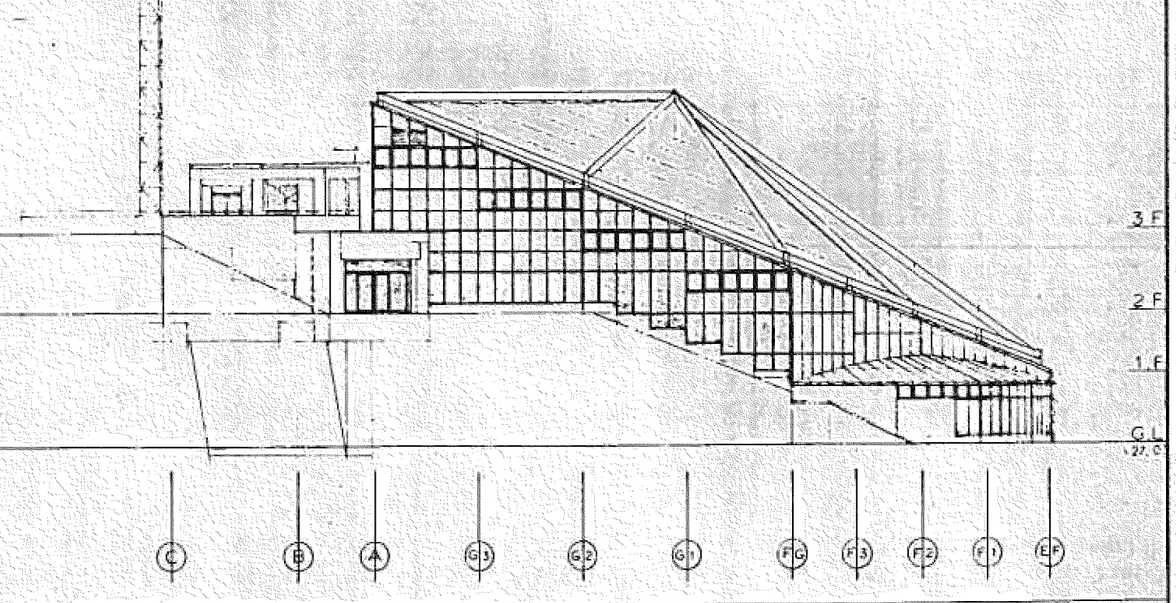


東面

立面図 1:200



北面



西面

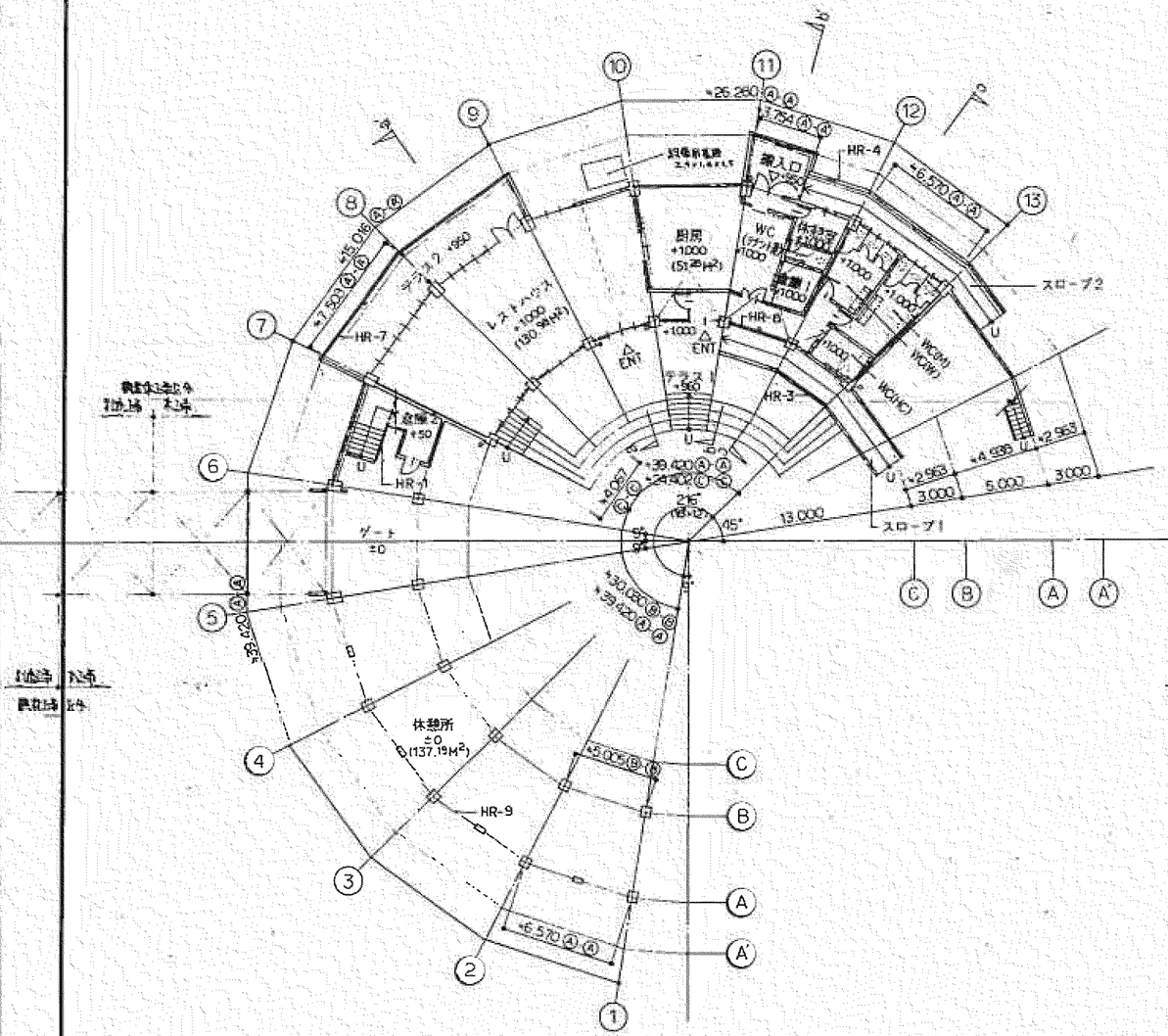
立面図 1:200

件名 (仮称)浜松市フルーツパーク1期施設 (トロピカルドーム外)建設工事(建築工事)			トロピカルドーム No.
図面名 立面図	縮尺 1:200		2A — 7

東京都港区東麻布1丁目12番8号 一級建築士事務所登録第3000号 株式会社 森緑地設計事務所 一級建築士 金沢直樹 大臣登録第8139号

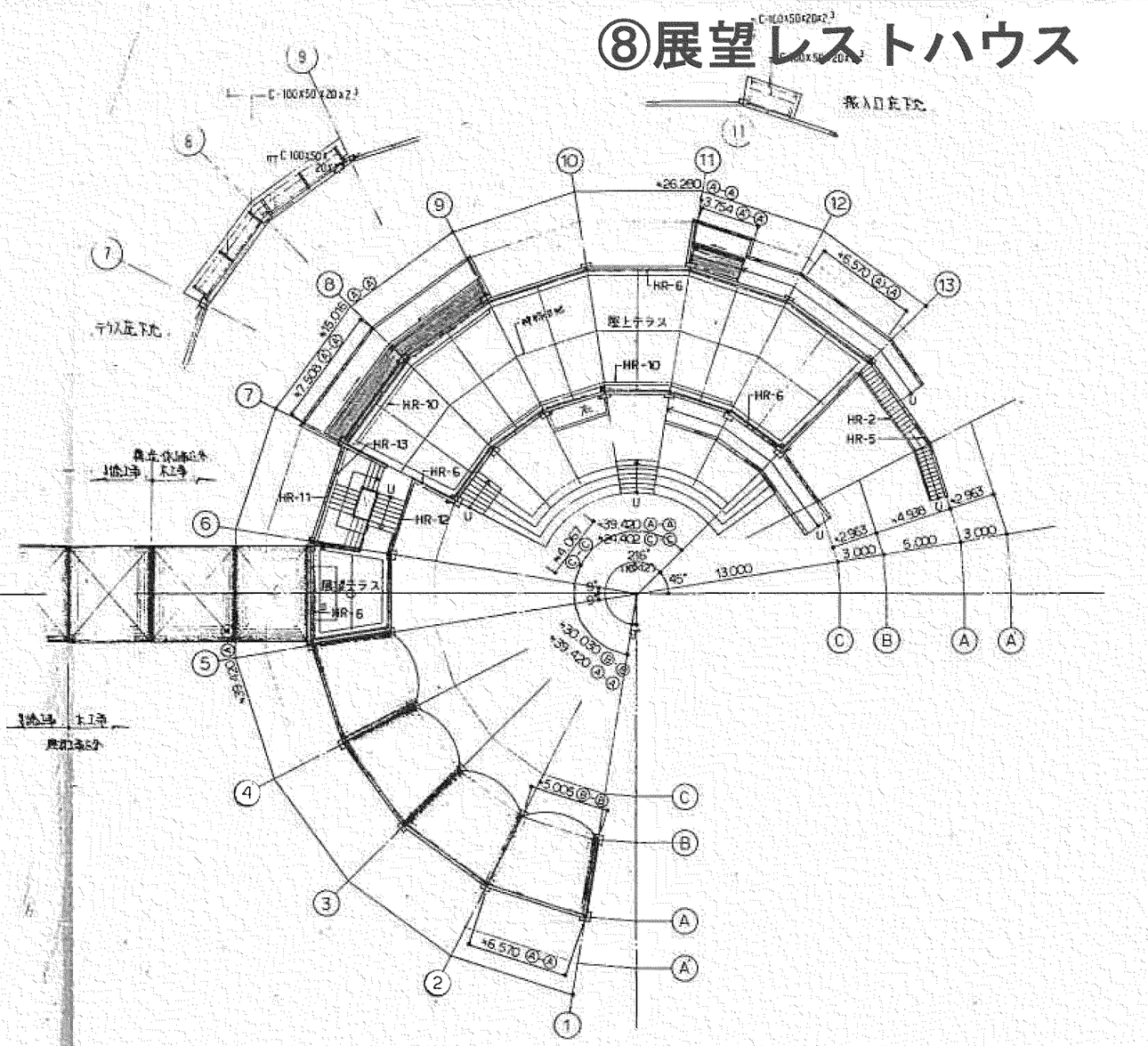
2A 06
19418 R.F.
15700 3718 R.F.
12100 3600 3 F (39.1)
7580 4520 2 F (34.58)
4030 3550 1 F (31.03)
0 4030 G.L. (27.5)
200
418 R.F2
700 3718 R.F1
100 3600 3 F (39.1)
530 4570 2 F (34.53)
250 3500 1 F (31.02)
0 4030 G.L (27.5)
00
No.
2 9
直 樹

⑧展望レストハウス



注. 斜線部分は木下地とする.
LGS W65

平面図 1:200



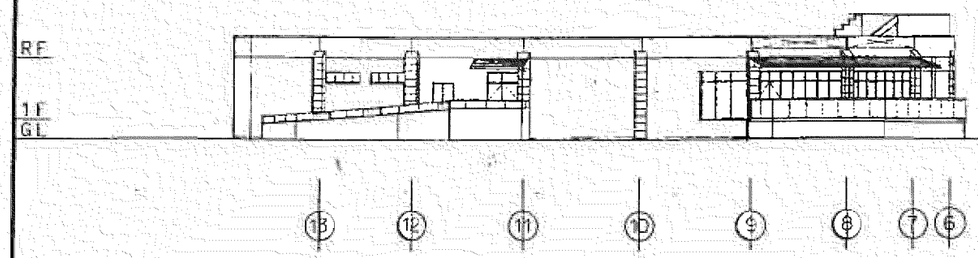
屋根伏図 1:200

展望レストハウス

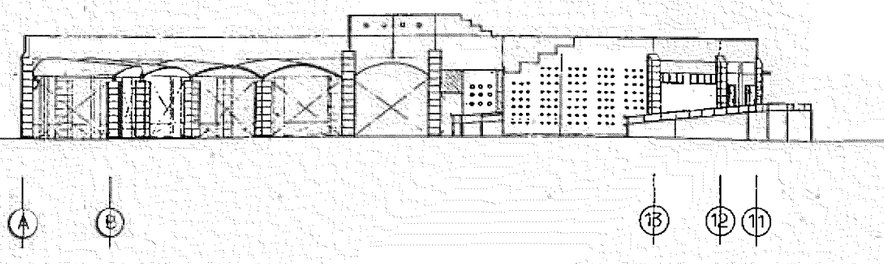
作名 (仮称) 浜松市フルーツパーク上部施設 (展望レストハウス外) 建設工事 (建築工事)			展望レストハウス	No.
図面名 平面図, 屋根伏図	縮尺 1/200		6A-3	

東京都港区東麻布1丁目12番8号 一級建築士事務所登録第20067号 株式会社 森緑地設計事務所 大臣登録第81352号 一級建築士 金沢直樹

⑧展望レストハウス

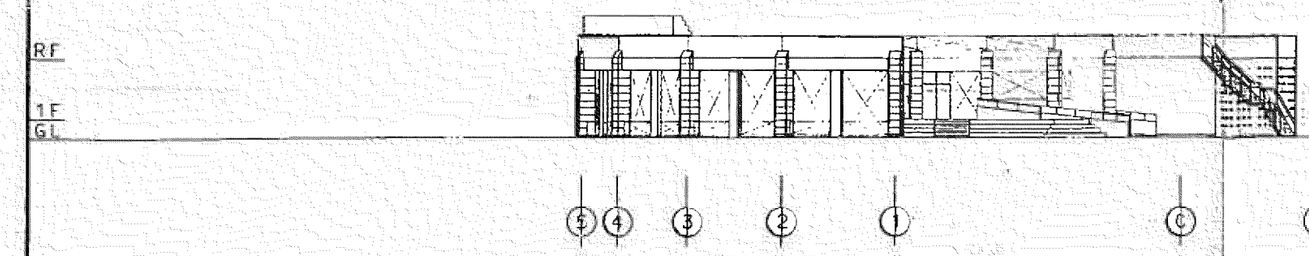


北面

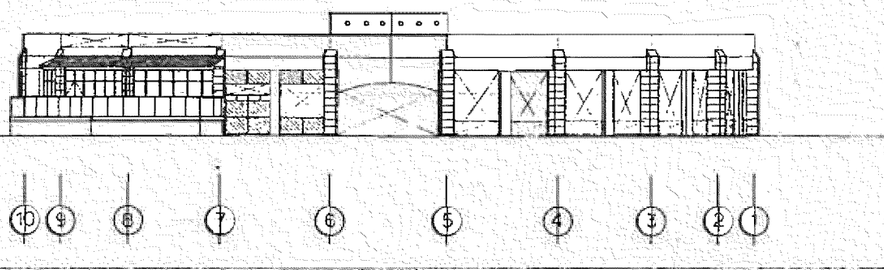


東面

立面図　1：200

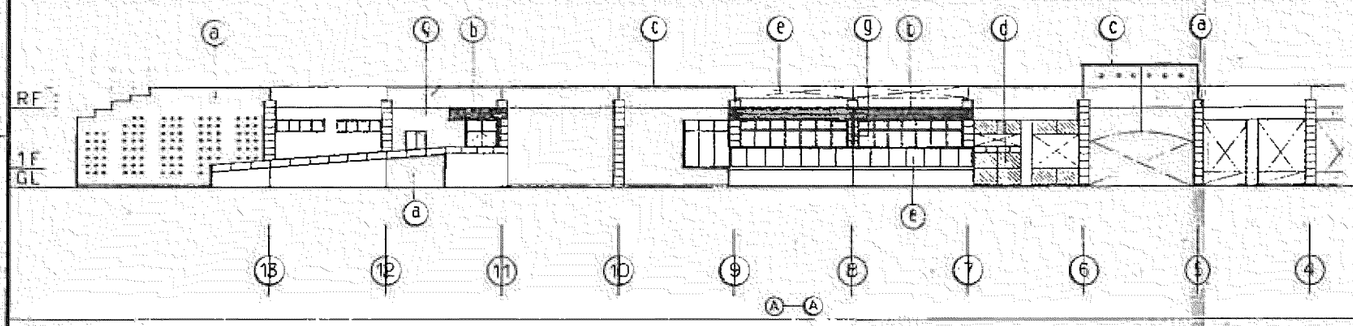


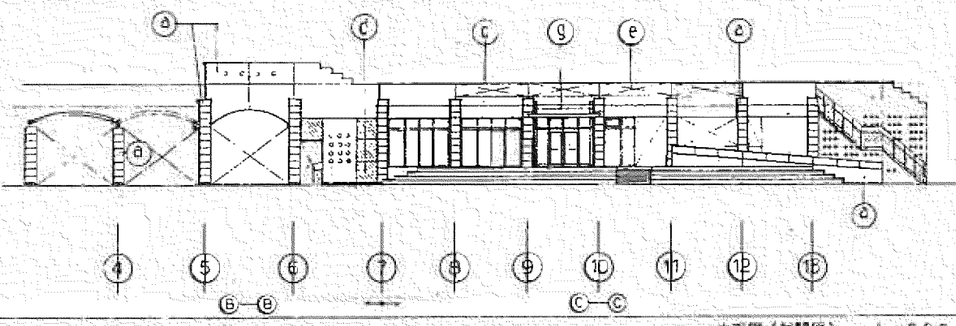
南面



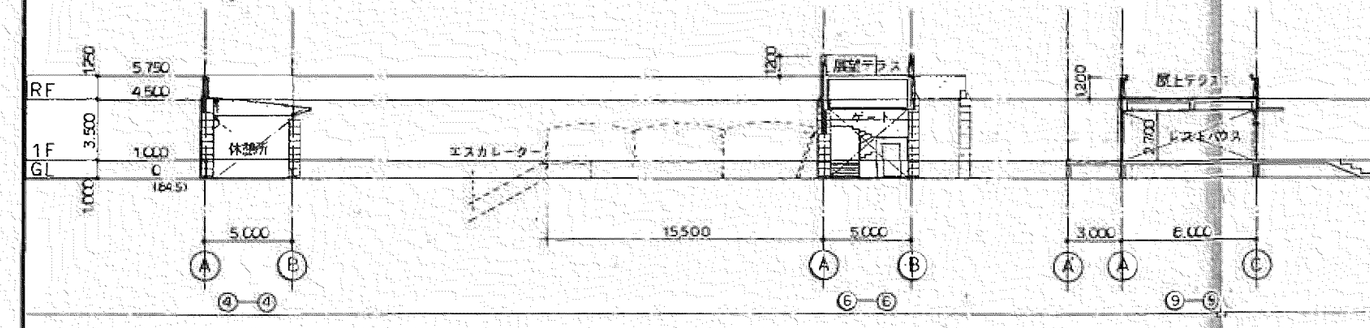
西面

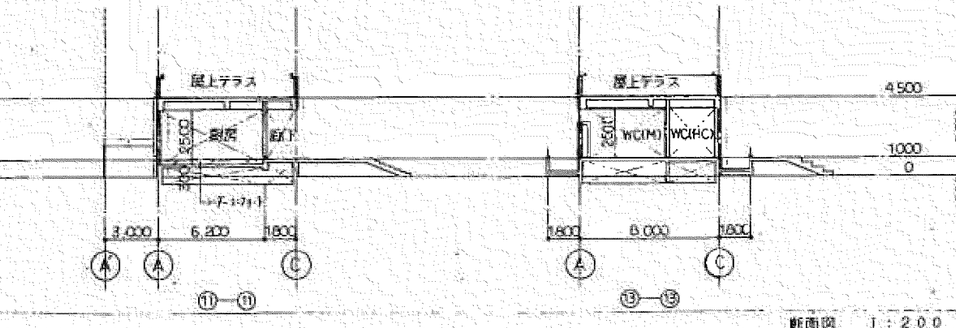
立面図　1：200





立面図（展開図）　1：200





断面図　1：200

凡例

●	雨乳 φ200
⊟	点目地　ピッチ600
▭	パネル：パンチングメタル（アルミ t=2.0）焼付

外部仕上表

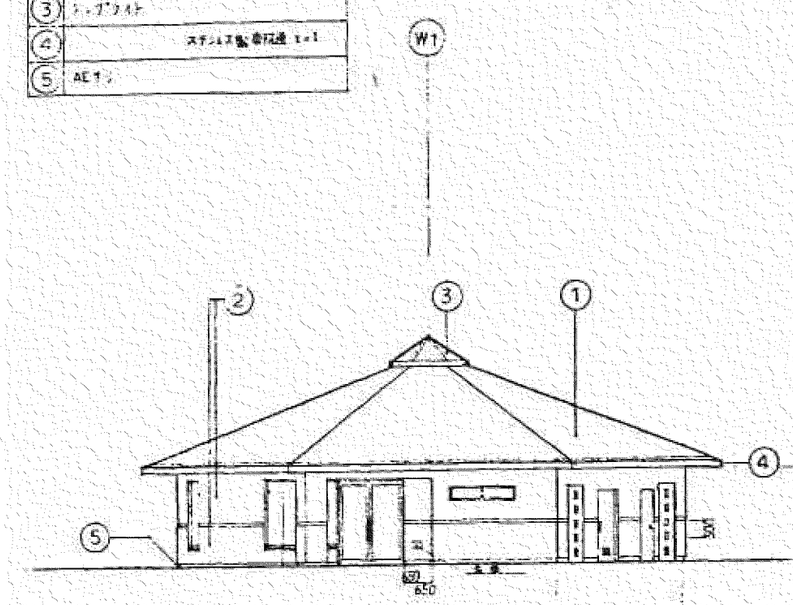
ⓐ	セラミックタイル張り（磁器質）
ⓑ	伝庇屋根：アスファルトルーフィング22kg以上 銅板の谷樋
ⓒ	パラペット手摺：ステンレス製笠木
ⓓ	階段手摺，パネル：パンチングメタル（アルミ t=2.0）
ⓔ	手摺：ステンレス製笠木，笠木カバー t=3.0
ⓕ	笠木：コンクリート打放し
ⓖ	笠木：ステンレス t=0.6（R部分），t=0.4（R以外）

件名	（仮称）浜松市フルーツパーク上部施設（展望レストハウス外）建設工事（建築工事）			展望レストハウス	No.
図面名	立面図，断面図	縮尺	1/200	6A－4	

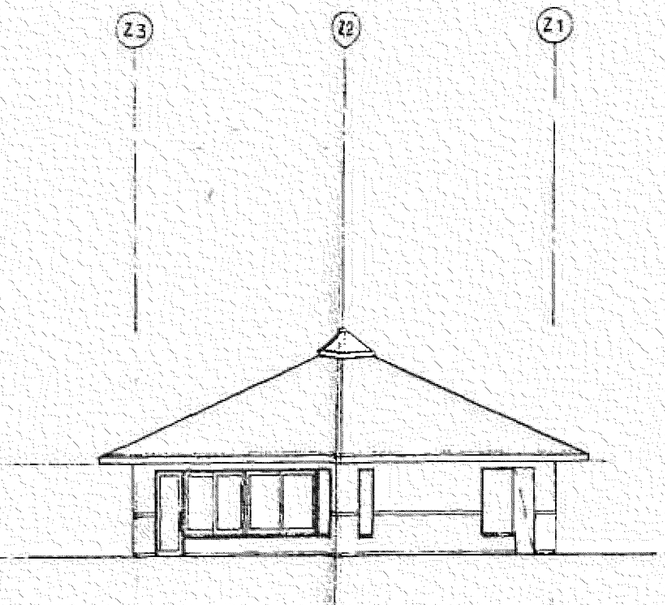
東京都港区東麻布1丁目12番8号　一級建築士事務所登録第20067号　株式会社 森緑地設計事務所　大阪登録第81352号　一級建築士 金沢直樹

⑨展示室

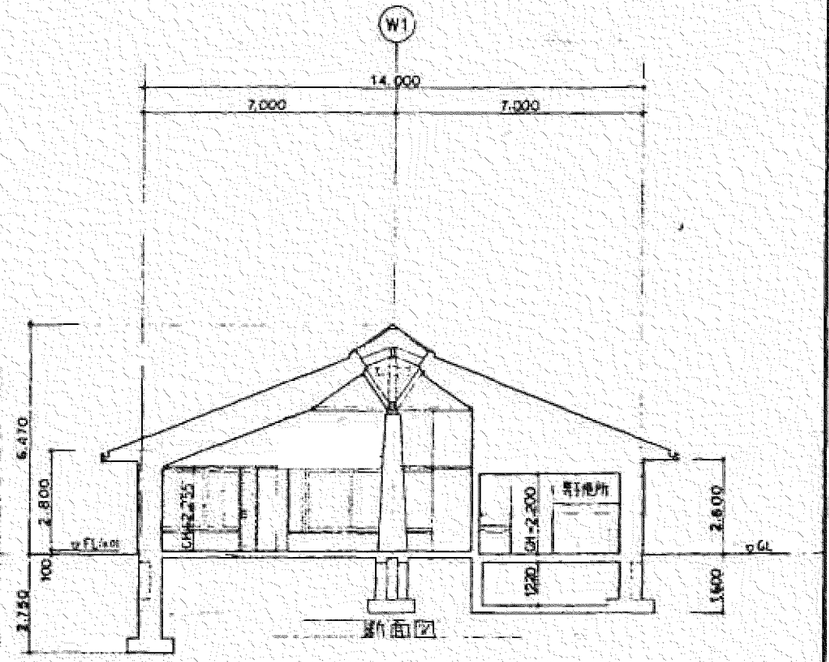
①	着色石張スレート板葺
②	天竹防腐仕上塗装
③	ルーフライト
④	ステンレス製樋
⑤	AEサッシ



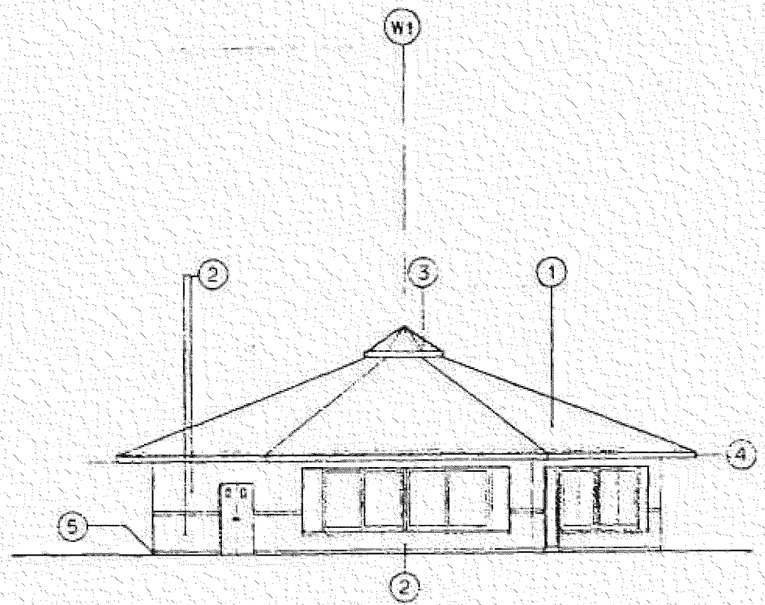
東東北立面図



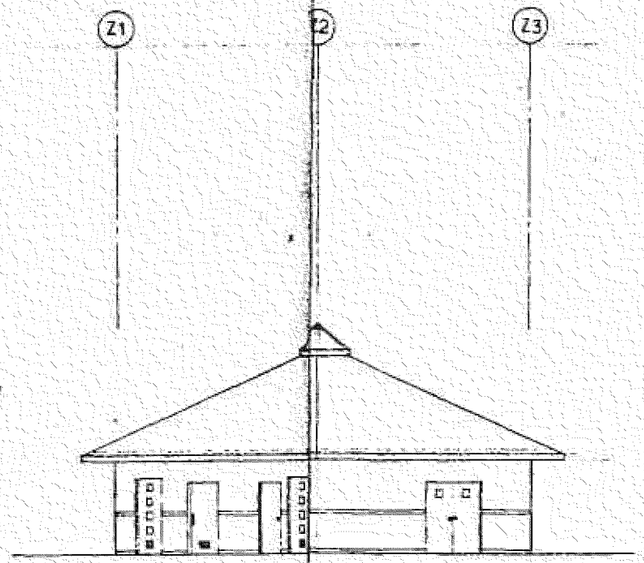
南東立面図



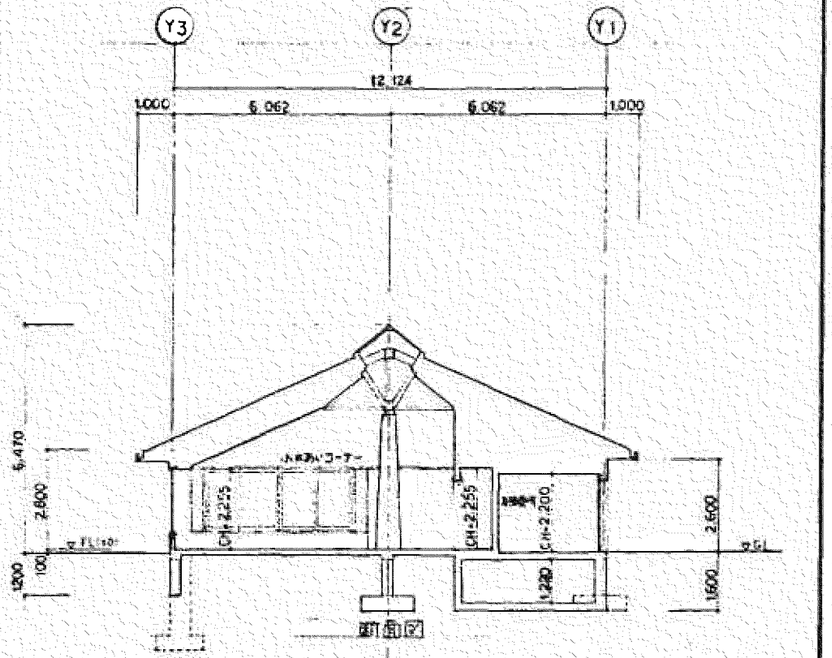
断面図



西西東立面図



北西立面図

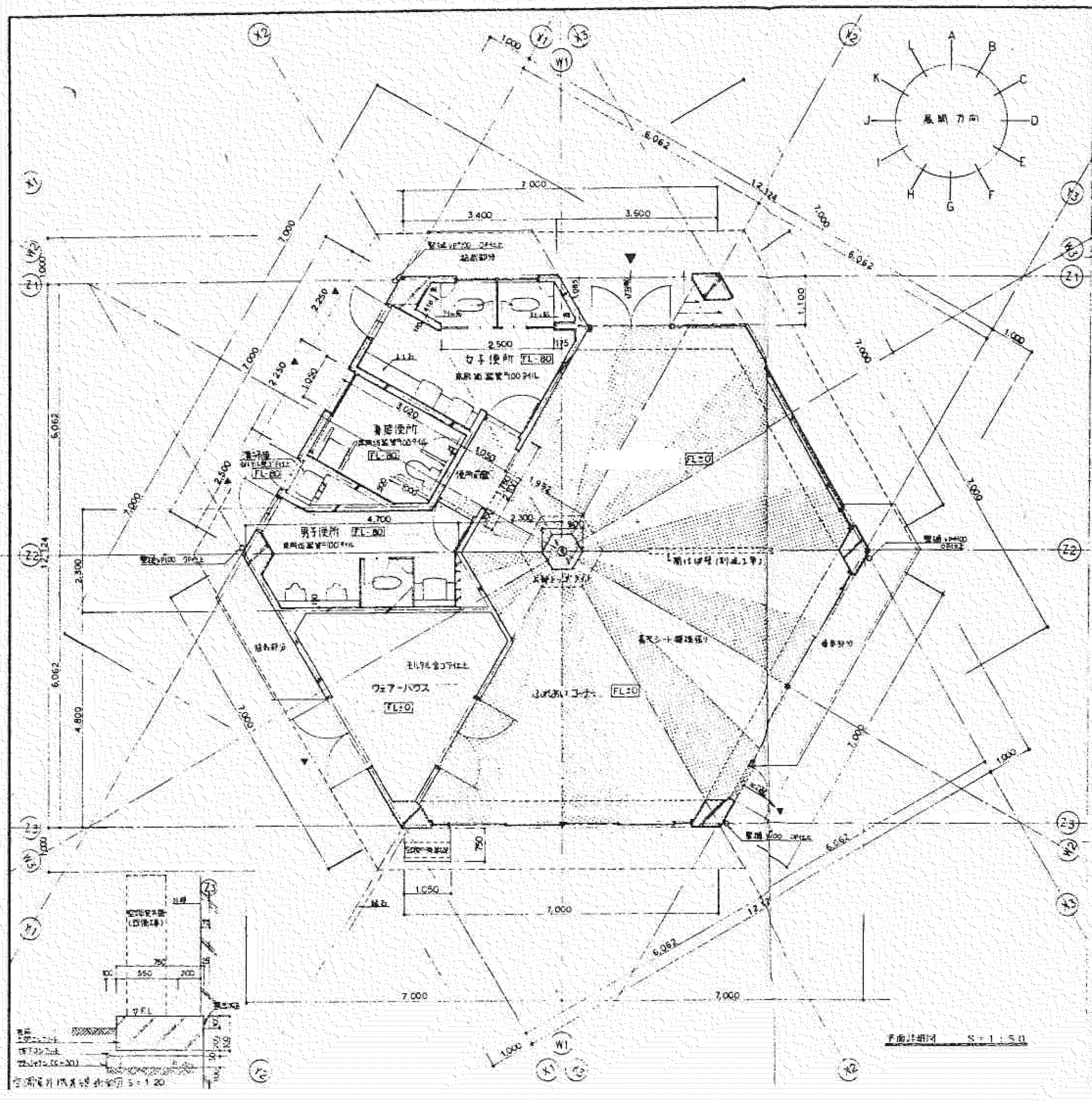


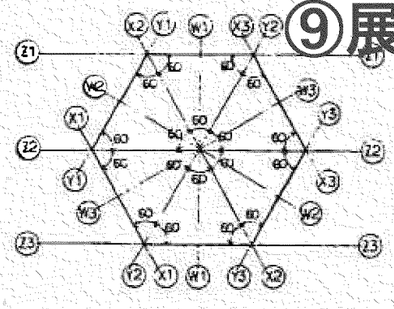
断面図

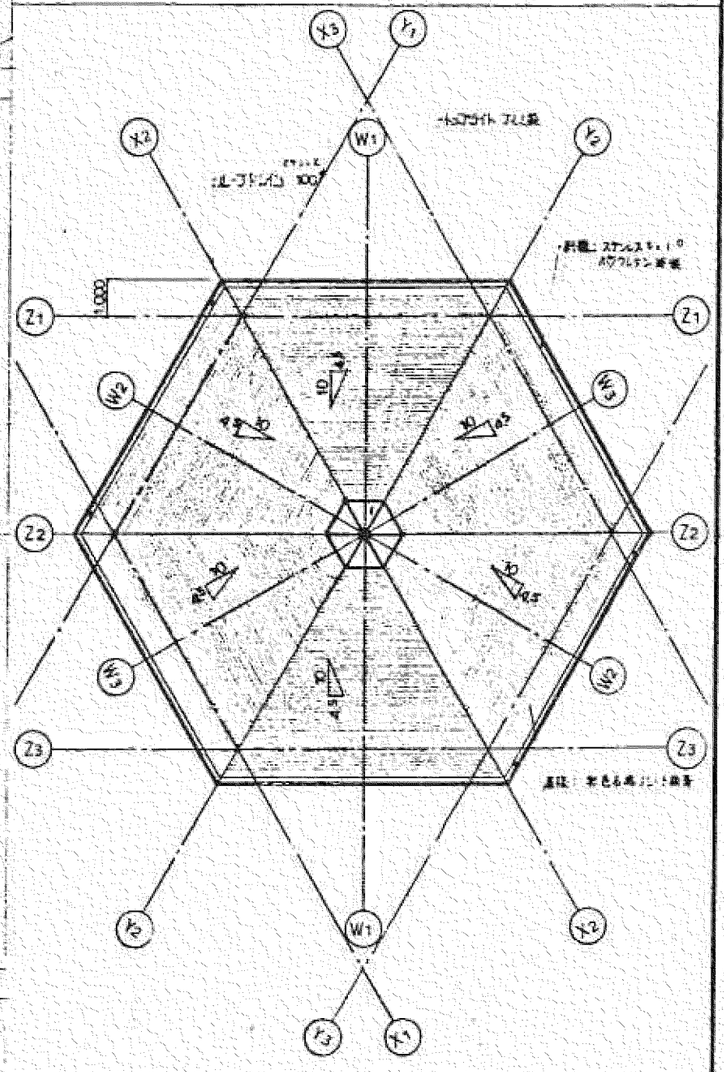
件名	平成5年度（仮称）フルーツパークふれあいと出会いの施設（展示室）建設工事		No. A-2
図面名	立面図 断面図	縮尺 1:100	

東京都港区東麻布1丁目12番8号　一級建築士事務所登録第20067号　株式会社森緑地設計事務所　大阪登録第81352号　一級建築士 金沢直樹

⑨展示室

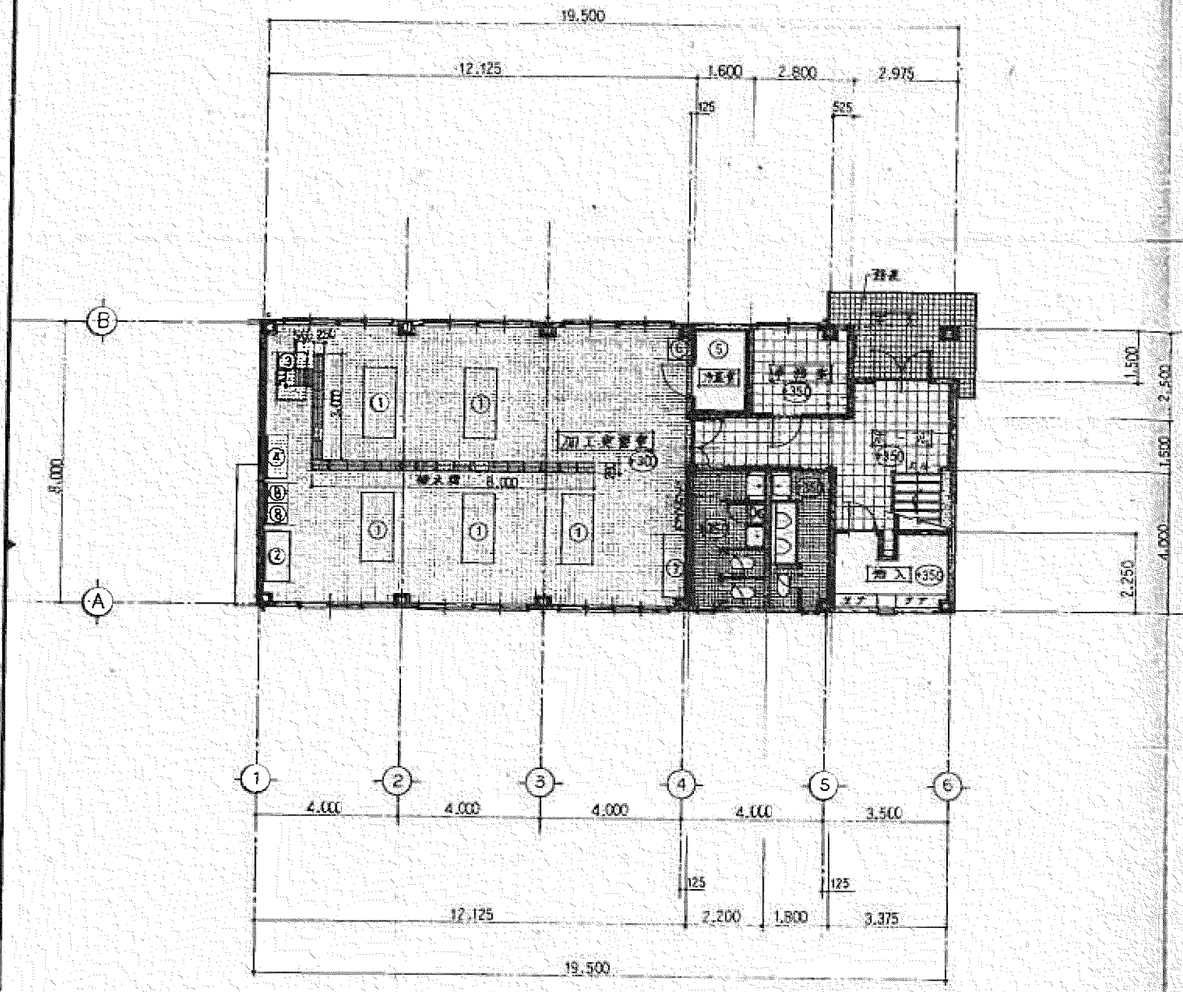




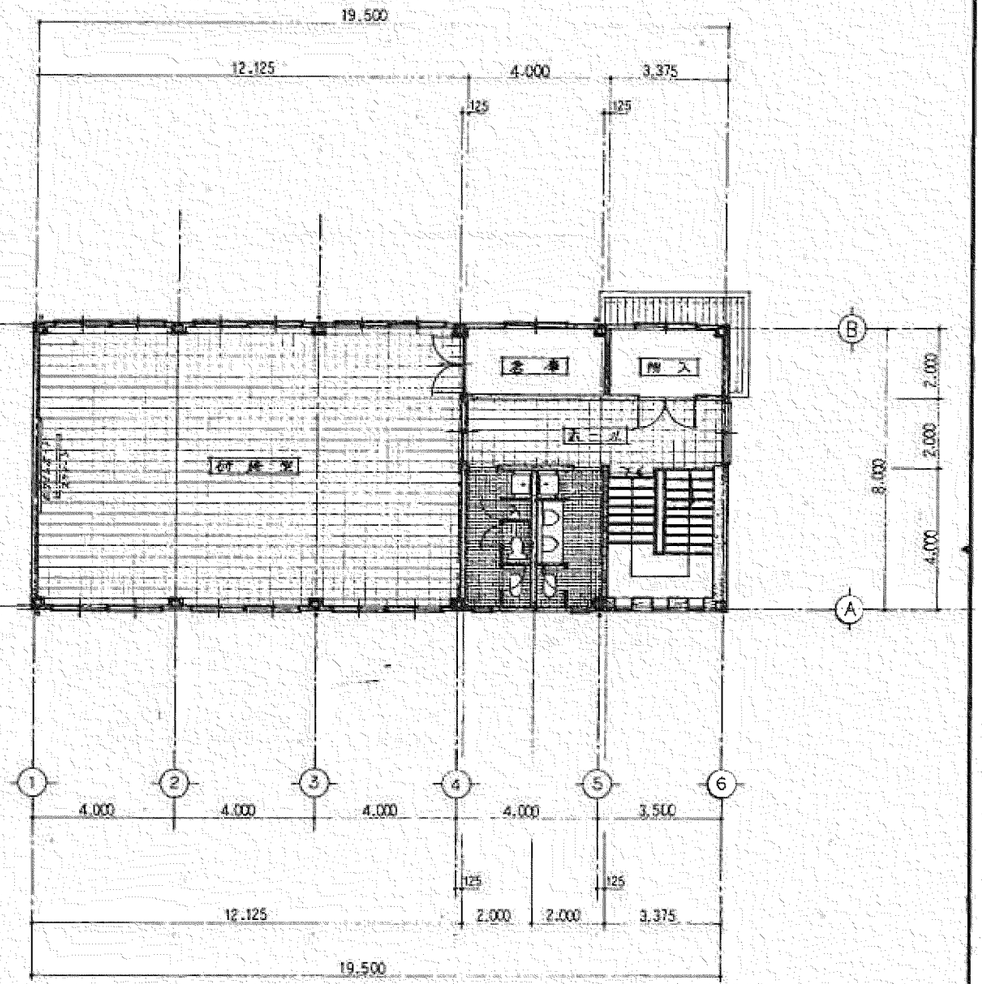


件名	平成5年度（仮称）フルーツパークふれあいと出会いの施設（展示室）建設工事		No. 1A-1
図面名	平面詳細図、屋根伏図	縮尺 図示	
東京都港区高輪1丁目12番8号	一級建築士事務所登録第20067号 株式会社森緑地設計事務所	大臣(ホ)第8132号 一級建築士 金沢重信	

⑪農林業体験実習館



1F 平面図　S=1/100



2F 平面図　S=1/100

加工実習生機器		
(1) 調理実習台（加熱機器，水栓を含む）	W2000×D900×H800	5台
(2) 貯水槽（2槽）	1500×750×800	1ヶ
(3) ガス回転釜（40ℓ）	1215×826×1605	1ヶ
(4) ロースンサ	1200×600×450	1ヶ
(5) 冷蔵室	2345×1475×2015	1ヶ
(6) 冷凍庫	620×645×1920	1ヶ
(7) 食器戸棚	1800×600×1800	1ヶ
(8) 流し台	600×600×800	2ヶ

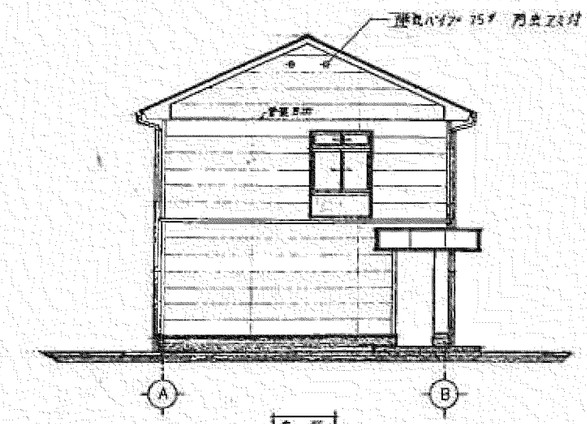
〈凡例〉（軽量鉄骨壁下地）

耐力壁	LGS	W100
その他内壁	LGS	W65
外壁面部	LGS	Mパ-19型

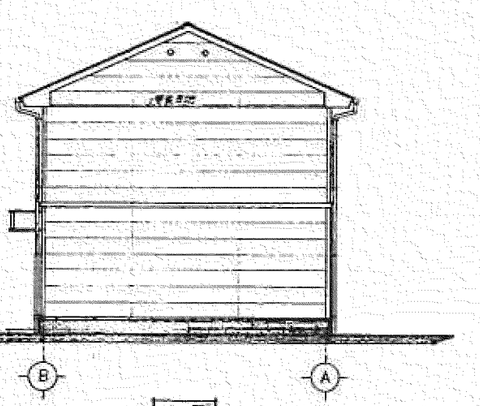
工事名称	図名	縮尺	裏/内/番	設計年月日	改訂年月日	設計者	所在地	構造士
平成7年度 経営基盤確立農業構造改善事業農林業体験実習館 建設工事	1F平面図，2F平面図	S=1/100	21/6	'95年 8月 10日	年 月 日	埼建築設計事務所 事務所登録 7)1267号	浜松市長住4丁目12-12 TEL (0534) 73-3889	一級建築士 登録第 号 一級建築士 持田 埼

⑪農林業体験実習館

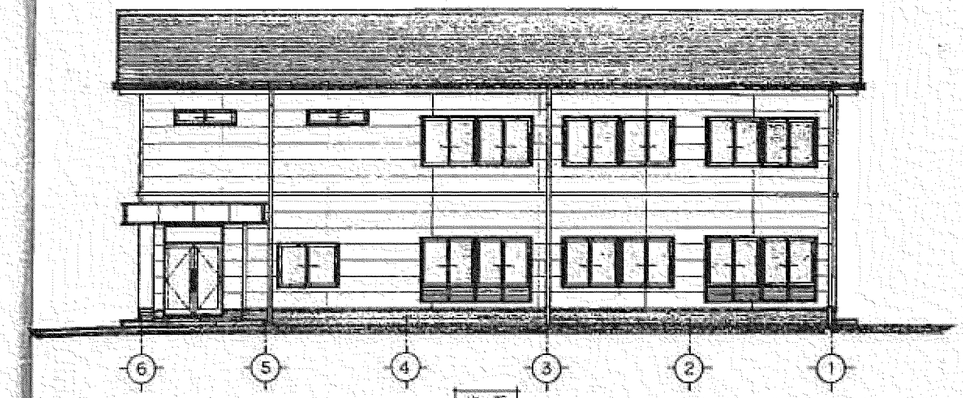
立面図　S=1/100



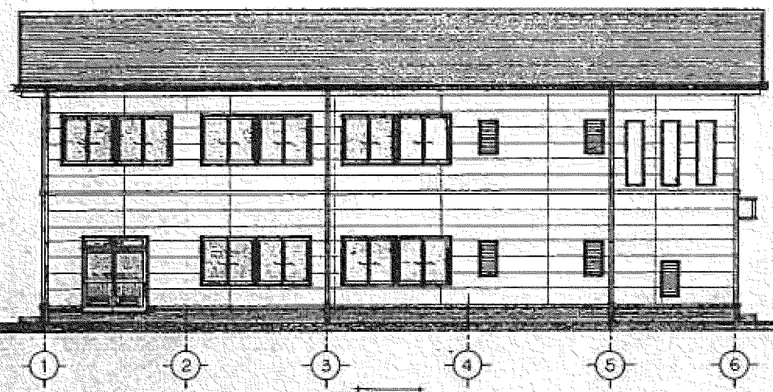
東面



西面

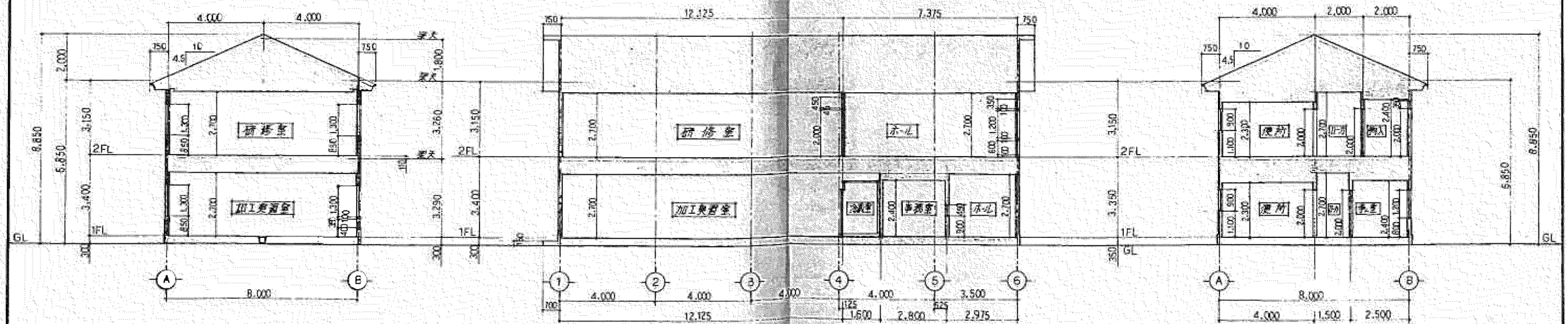


北面



南面

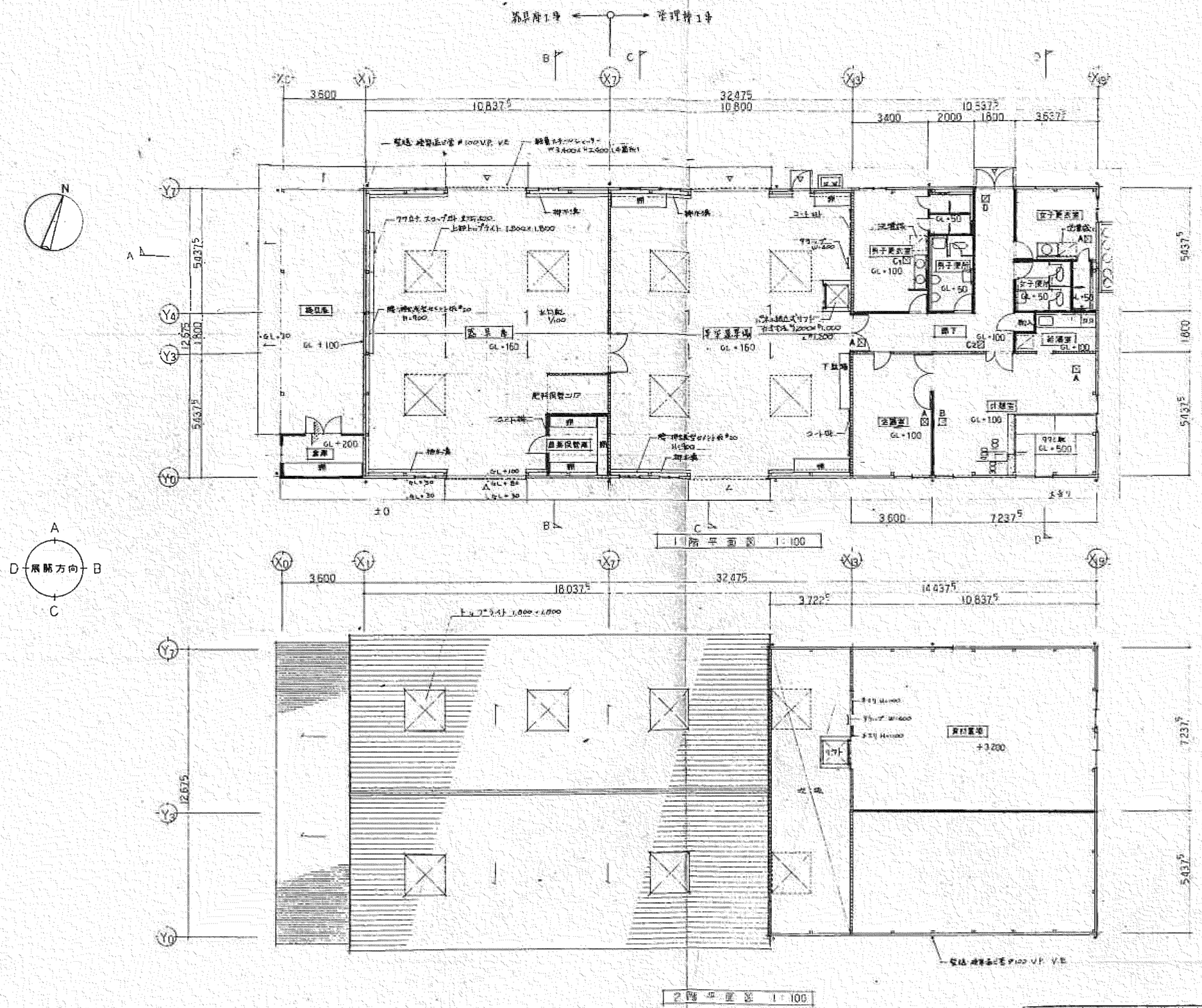
断面図　S=1/100



工事名称	図名	縮尺	葉ノ内／番	設計年月日	改訂年月日		
平成7年度 経営基盤確立農業構造改善事業農林業体験実習館 建設 工事	断面図　立面図	S=1/100	21／7	'95年 8月 15日	年 月 日	弓建築設計事務所 事務所登録(7)1267号	浜松市南区4丁目1112-12 TEL (0534) 73-3889

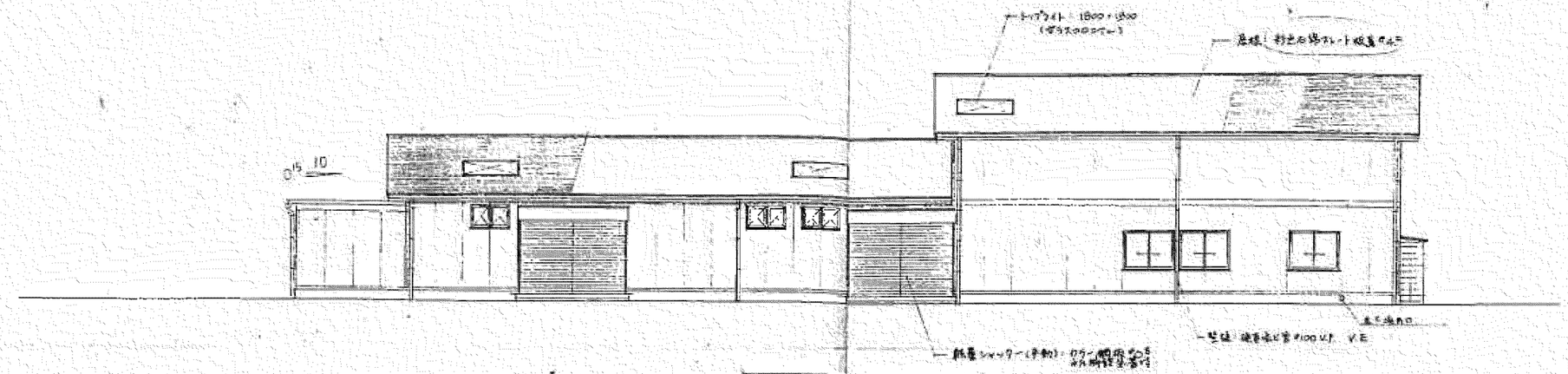
一級建築士事務所登録61689号
一級建築士 増田 弘

⑭作業管理棟

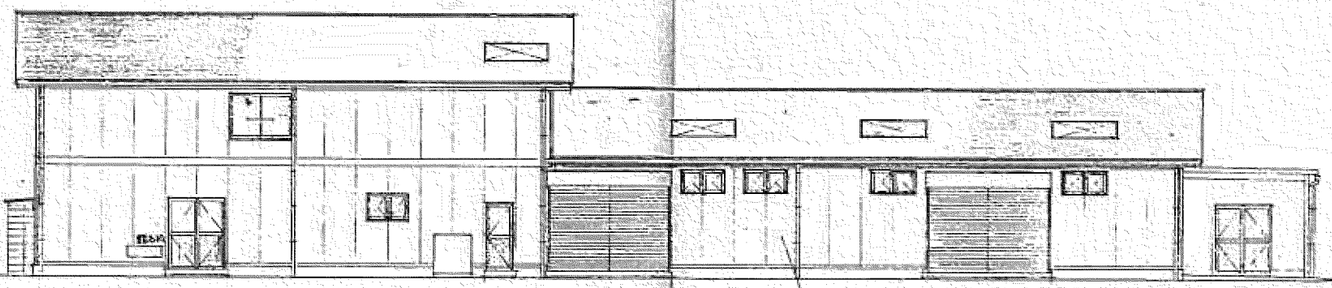


件名	平成5年度 農村産地活力強化特別対策事業 作業管理棟建設工事(建築工事)				No. 1A-1
図面名	平面図	縮尺	1:100		
東京都港区東麻布1丁目12番8号		一級建築士事務所登録第20067号 株式会社森緑地設計事務所		大臣登録第81352号 一級建築士 金沢直樹	

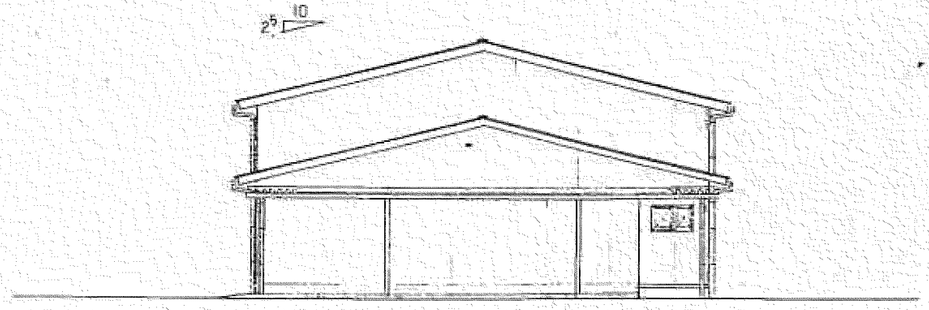
⑭作業管理棟



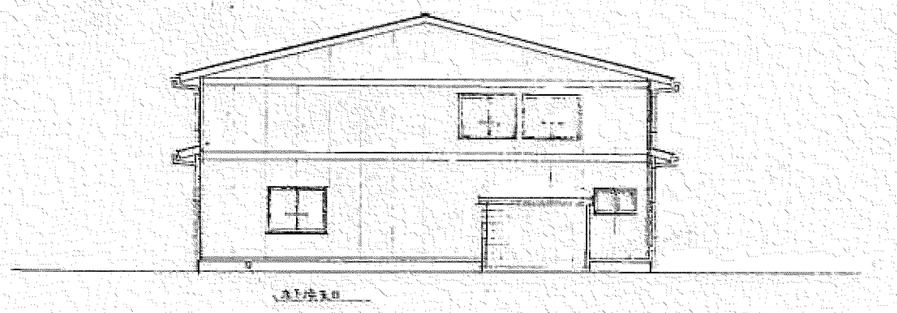
(1) 南側立面図 1:100



(2) 北側立面図 1:100



(3) 西側立面図 1:100



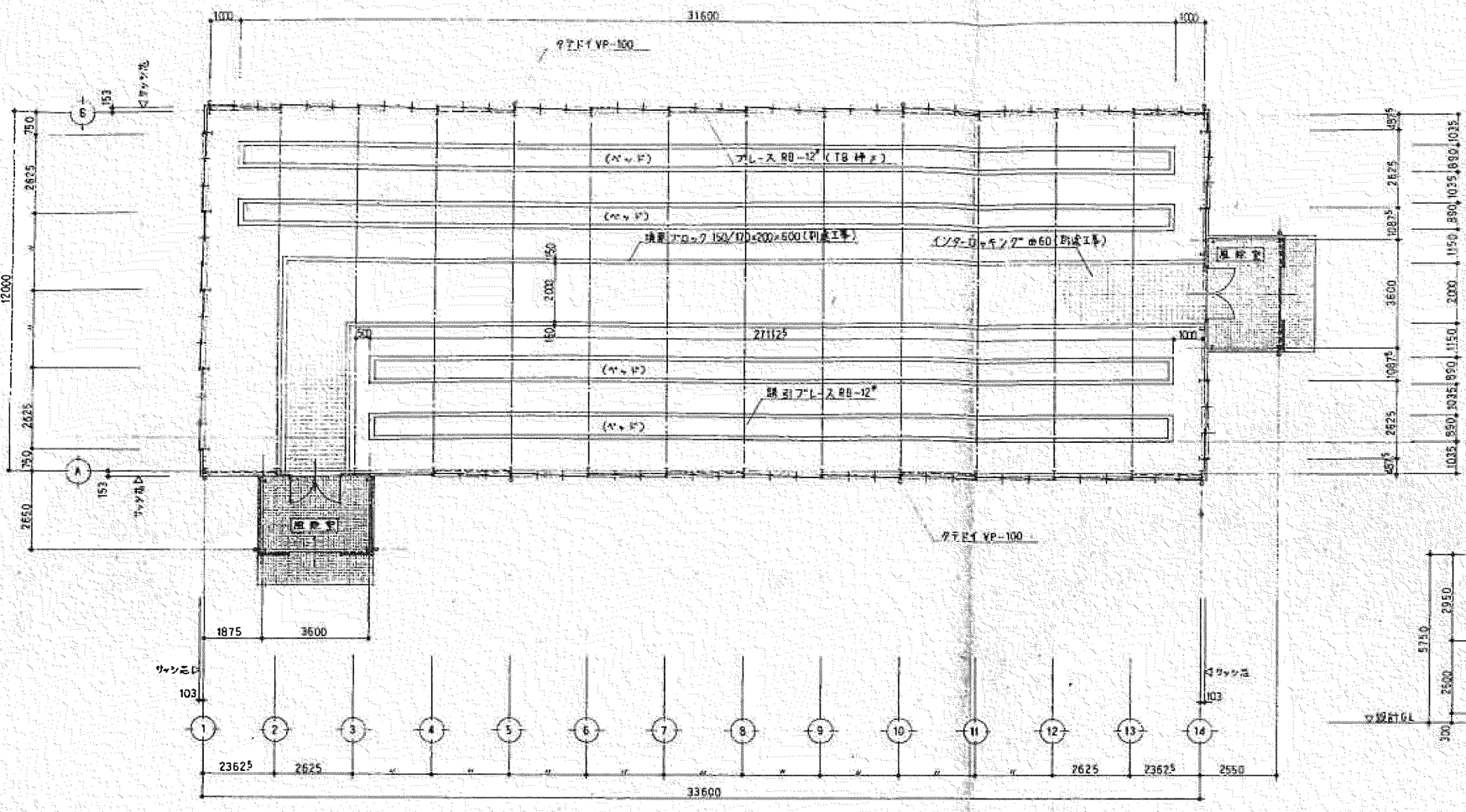
(4) 東側立面図 1:100

件名 平成5年度 黒部峡地滑り活性抑制対策事業 作業管理施設工事(建築工事)			No. 1A-2
図面名 立面図	縮尺 1:100		
東京都港区東麻布1丁目12番8号	一級建築士事務所登録第20087号 株式会社森緑地設計事務所	大阪府知事第9352号 一級建築士 金沢直樹	

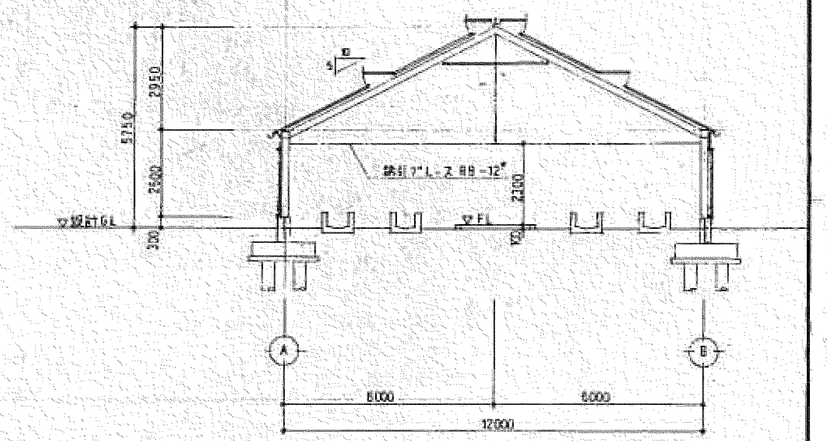
⑰展示温室

NO	名 称	TYPE	棟 数
(2)	ミカン	B	1

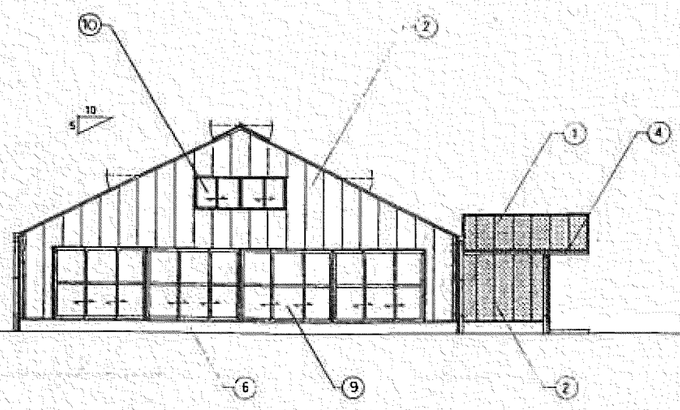
	必要面積	有効面積	判 定
排 煙	416.01 × 1/50 = 8.32	0.7× Sin25.5 × 29.4 × 2 = 18.36	OK
換 気	416.01 × 1/20 = 20.80	18.4 × 2.52 × 2.2 × 2/3 = 68.00	OK



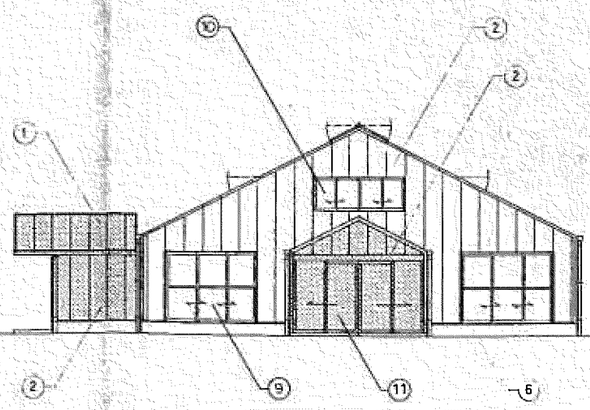
平 面 図 SCALE 1/100



断 面 図 SCALE 1/100



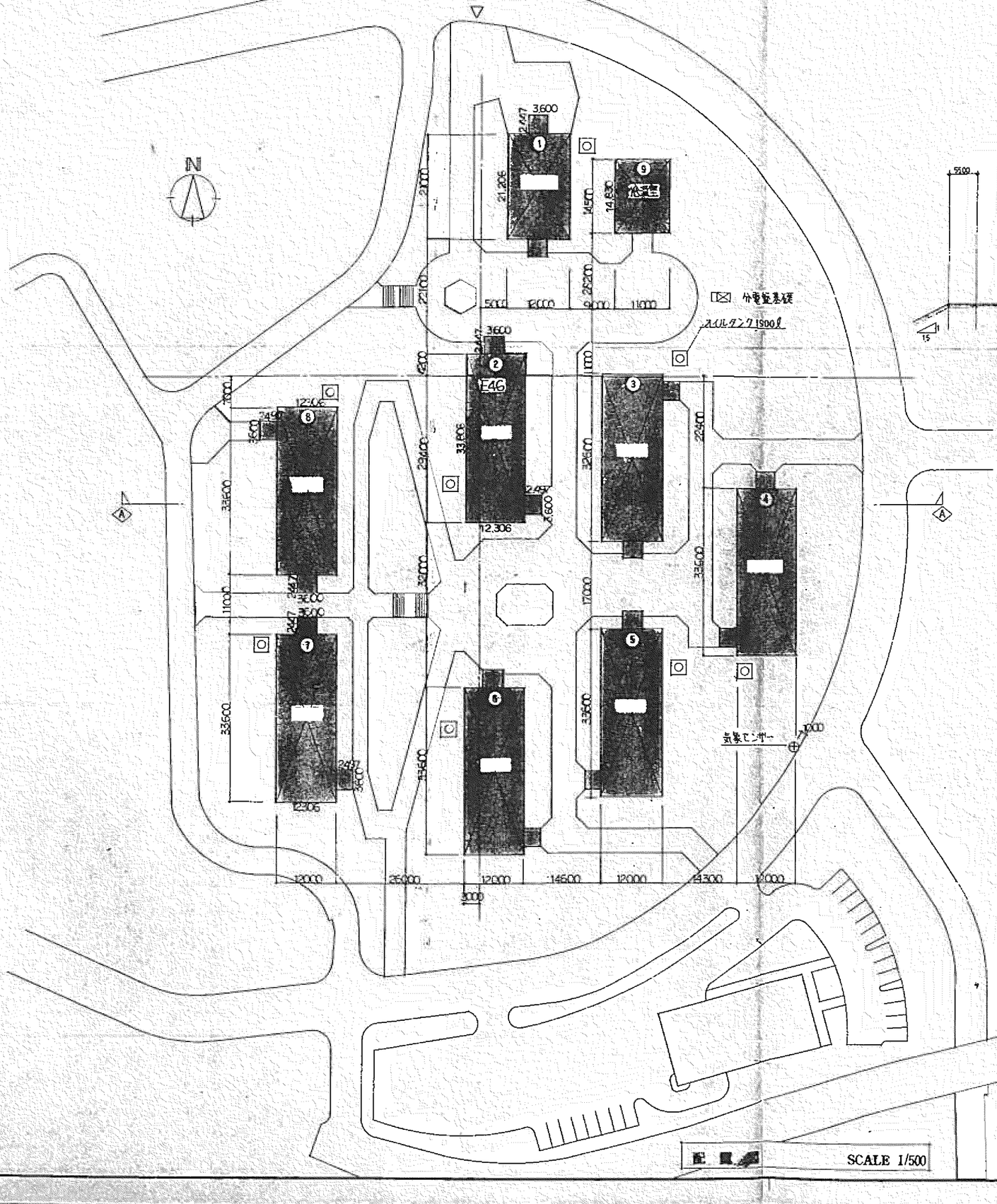
① LINE 立 面 図 SCALE 1/100



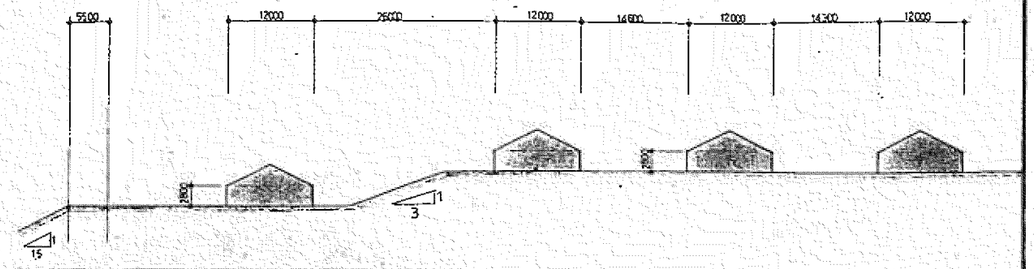
⑭ LINE 立 面 図 SCALE 1/100

件名	平成4年度浜松市果樹高品質化技術改善拠点施設（展示温室）建設工事		
図面名	②ミカン 平面図、立面図、断面図	縮尺 1:100	No. 1A-5
東京都渋谷区神宮前1丁目12番8号	一級建築士事務所登録第20867号 株式会社 緑地設計事務所	大臣登録第81852号 一級建築士 金沢直樹	

⑰展示温室



配置図 SCALE 1/500



Ⓐ-Ⓐ断面図 SCALE 1/500

件名	平成4年度浜松市果樹高品質化技術改善拠点施設（展示温室）建設工事		No. 1A-2
図面名	配置図、敷地断面図、建物断積表	縮尺 1:500	

東京都渋谷区東檜谷1丁目12番8号
一級建築士事務所登録第20067号 株式会社森緑地設計事務所
大臣登録第81352号 一級建築士 倉沢直樹

募集要項資料２

（別添）フルーツパーク指定管理者仕様書資料

１　園内果樹等一覧表

（１）展示露地圃場　　果樹数　2,254 本

No.	果樹名	植栽本数	栽植面積	備考
1	ミカン	220 本	4,228 ㎡	
2	リンゴ	284 本	7,774 ㎡	
3	カキ	274 本	6,257 ㎡	
4	ブドウ	33 本	3,307 ㎡	
5	ブルーベリー	142 本	2,360 ㎡	
6	イチジク	189 本	2,099 ㎡	
7	実ウメ	78 本	4,497 ㎡	
8	ナシ	266 本	9,173 ㎡	
9	キウイ・アケビ	39 本	2,928 ㎡	
10	モモ・オウトウ	143 本	8,951 ㎡	
11	クリ	35 本	2,228 ㎡	
12	イチョウ・ザクロ・ナツメ	76 本	1,466 ㎡	
13	花ウメ	270 本	9,093 ㎡	
14	アーモンド	205 本	約 11,000 ㎡	

（２）展示温室内　　果樹数　26 本

No.	果樹名	植栽本数	栽植面積	備考
1	ビワ	8 本	320 ㎡	
2	ブドウ	5 本	320 ㎡	
3	ナシ	13 本	320 ㎡	

（３）トロピカルドーム　　果樹数　250 本

No.	果樹名	植栽本数	栽植面積	備考
1	各種熱帯果樹	250 本	1,200 ㎡	80 種

（４）熱帯果樹温室　　果樹数　218 本

No.	果樹名	植栽本数	栽植面積	備考
1	バナナ	54 本	300 ㎡	
2	パパイヤ	38 本	300 ㎡	
3	ジャボチカバ	90 本	300 ㎡	
4	マンゴー	36 本	300 ㎡	

（５）リンゴ並木　　果樹数　69 本

No.	果樹名	植栽本数	栽植面積 (栽植長)	備考
1	リンゴ	69 本	1,500 ㎡ (475m)	飯田市リンゴ 交流　5 品種

募集要項資料３

○浜松市フルーツパーク条例

平成２４年２月２７日
浜松市条例第５号
改正　平成２６年２月２５日浜松市条例第１１号
平成３１年３月１５日浜松市条例第２２号

（趣旨）

第１条　この条例は、果実をはじめとする地域の農産物（以下「果実等」という。）に親しみ、理解を深めることができる場をつくることにより、農業及びその関連事業（以下「農業等」という。）の振興を図り、もって地域の活性化に資するため設置する農業振興施設について必要な事項を定める。

（名称及び位置）

第２条　農業振興施設は、浜松市フルーツパーク（以下「フルーツパーク」という。）といい、浜松市北区都田町４２６３番地の１に置く。

（事業）

第３条　フルーツパークは、次に掲げる事業を行う。

(1) 果実等を用いた農業等の振興による地域活性化についての情報の収集及び発信に関すること。

(2) 果実等の収穫体験及び果実等を利用した食育の推進に関すること。

(3) 果実等及びその加工品並びに地場産品の販売に関すること。

(4) 前３号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事業

（開場時間）

第４条　フルーツパークの開場時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、第６条第１項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（休場日等）

第５条　フルーツパークの休場日は、１２月２９日から１２月３１日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休場し、開場し、又は休場日を変更することができる。

（指定管理者による管理）

第６条　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体にフルーツパークの管理

を行わせるものとする。

２　指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) 第３条各号に掲げる事業に関する業務

(2) フルーツパークの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前２号に掲げるもののほか、フルーツパークの管理に関して市長が必要があると認める業務

（入場の制限）

第７条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1) 施設、設備、展示品等を損傷した者又はそのおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者

(3) めいていしている者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

（利用料金の納付）

第８条　フルーツパークに入場しようとする者にあっては入場の際、フルーツパークの園内観覧乗物又は備付物品を利用しようとする者にあっては利用の際、指定管理者に対し、利用料金（法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

３　指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

４　利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第９条　指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金（入場料に限る。）を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第１０条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することが

できる。

（損害賠償の義務）

第１１条　フルーツパークの施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

（委任）

第１２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　第６条第１項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成２０年浜松市条例第６１号）第２条から第８条までの規定による指定の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附　則（平成２６年２月２５日浜松市条例第１１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置の原則）

２　この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年３月１５日浜松市条例第２２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置の原則）

２　この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表（第８条関係）

（平２６条例１１・平３１条例２２・一部改正）

募集要項資料３

１　施設

利用区分		金額
入場料	大人1人1日につき	円 730
	小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準じる者を含む。）1人1日につき	360
園内観覧乗物利用料	大人1人1回につき	100
	小人1人1回につき	50

備考

１　大人とは、満１５歳以上の者であって、中学校の生徒及びこれに準じる者以外のものをいう。

２　小人とは、３歳以上の者であって、大人以外のものをいう。

２　備付物品

規則で定める額

募集要項資料３

○浜松市フルーツパーク条例施行規則

平成２４年２月２７日
浜松市規則第９号
改正　平成２７年５月２９日浜松市規則第７８号
平成２８年３月２４日浜松市規則第３４号

（趣旨）

第１条　この規則は、浜松市フルーツパーク条例（平成２４年浜松市条例第５号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（入場券等）

第２条　浜松市フルーツパーク（以下「フルーツパーク」という。）に入場しようとする者は、入場券によるものとする。ただし、団体が入場しようとする場合及び指定管理者が必要があると認める場合は、この限りでない。

（備付物品の利用料金）

第３条　条例別表の２の規則で定める額は、別表のとおりとする。

（利用料金の減免）

第４条　条例第９条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

(1) 市内に住所を有する７０歳以上の者が入場する場合　免除

(2) 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者が入場する場合　免除

(3) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳を所持する者が入場する場合　免除

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者が入場する場合　免除

２　利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（平２７規則７８・一部改正）

（事業報告書の提出期限）

第５条　浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成２０年浜松市条例第６１号）第９条の規則で定める期間は、毎年度終了後４５日以内とする。

（遵守事項）

募集要項資料３

第６条　フルーツパークの入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。

(2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。

(4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（細目）

第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年５月２９日浜松市規則第７８号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２４日浜松市規則第３４号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

（平２８規則３４・一部改正）

種別		利用区分	金額
ロッカー	大	1回につき	300円
	小		200円